

# 山梨の教育史

椎 名 慎太郎

## はじめに

1998年5月に山梨学院大学で日本教育法学会年次総会が開催されたのを契機に、山梨学院大学内の会員と教育法に関心をもつ地域の方々が「山梨教育法懇談会」をたちあげ、その後研究会を継続している。この懇談会の学内メンバーが「山梨の教育法研究」で本学の研究補助制度による補助を申請、これが認められて役割分担をして研究を開始したのであるが、そこで筆者が選んだテーマが山梨の教育史であった。

筆者が歴史的研究をしてみたいと思ったのは、もともと歴史が好きであること、従来の研究でも史的考察方法をしばしば用いてきたこともあるが、山梨の教育法の実態研究には山梨という地域で教育をめぐる歴史的にどのようなことがあったのか、そして、それが現在の山梨の教育をどのように特色づけているのか、さらには、それが子どもや住民の教育への権利実現とどうかかわっているのかを究明する必要があると考えたからである。

この研究はかなりエネルギーを要する仕事であった。いうまでもなく、教育学専門でもない筆者が本格的な山梨教育史の概説をすることはとても無理である。しかし、その一方、ひとまずでも全体像を把握しないことには、前記の目的を達することはできない。そこで、きわめて雑にはあるが山梨の教育の歩みを描きだし、そのなかで筆者の狙いとした山梨の教育の特色とつながる歴史的展開をおさえていくという方法をとることとした。筆者がいわんとする「山梨の教育の特色」が何であるかは、歴史的展開の概観の最後に説明するとして、ひとまず筆者が念頭においている枠組みを示唆しておきたい。それは、山梨の地域社会のもつ伝統的構造が近代から現代にわたる教育活動のなかでどう変わり、あるいは変わらなかったかということ、これに関連して、地域社会の人間関係のあり方が学校や組合等の機能社会にどのように反映しているかということである。以上の狙いから、幼児教育及び高等教育は考察の対象外とすることにした。

## 1 明治維新まで

山梨の制度化された教育の開始は全国に比べると遅れていた。田中憲は次のようにいう。「甲斐国における官学の発達是非常におくれ……幕末の不安が農村の疲弊とともに迫ってきたころ寛政8(1796)年に城内に甲府学問所が創設され、文化2(1805)年徽典館と称した<sup>(1)</sup>」。その後天保14(1843)年に城外に校舎を新築し、江戸城の紅葉山文庫の一部を移した書庫は士民が自由に見ることを許した。「徽典館」の命名は文化2年(1805)年林大学頭によるとされ、同年4月に松平定信揮毫の扁額を賜った。専ら漢学を教授したという<sup>(2)</sup>。

ここにいう「甲府学問所」は当初富田富五郎の長屋の一室を利用した私塾のようなもので、規模が小さかったとされる<sup>(3)</sup>。しかし、その後「享和年間(1801~1804)になると入学者もふえ、子弟教育の必要性も増大して、独立校舎の建設をみるようになり、名実ともに学問所としての体裁を整えるに至る<sup>(4)</sup>」。校舎完成は文化6年であった。

官学として徽典館は江戸の昌平校の「支校とも称すべきもの全国に2校あり、其第一は甲府徽典館、其第二は駿府の明新館是れなり」とされる<sup>(5)</sup>。同じ資料によれば、甲府城は3000石高の勤番支配2名を派遣してこれが指揮をとり、これに勤番200人、与力20騎、同心100人、小人20人という陣容であった。甲府の官学は、最初は与力富田富五郎が寛政年間に家塾を開き徽典館と称したものを、天保14年に官立学校としたものである。江戸城の紅葉山文庫の一部を移し、学頭は昌平校より派遣された。勤番士の子弟の教育(四書五経等)が主目的であったが、別に医師の一団による「医術研究」や侍以外の「農・工・商中の有志者の聴問する講義」もあったとされる<sup>(6)</sup>。ただし、徽典館と称したのは文化2年であるとされる<sup>(7)</sup>。「徽典館」の名称は書経の徽五典に由来する<sup>(8)</sup>。

これ以外に、文政6(1823)年石和代官所が開いた由学館、嘉永4(1851)年谷村代官所(現・都留市)が開いた興讓館、天保6(1835)年に西野村(現在の白根町西野)に開かれた西野手習所の3校が郷学として明治以前に存在した。明治に入って北巨摩に「博文堂」、市川に「日新館」が開かれている<sup>(9)</sup>。赤岡によれば、これらは「公私両様の学校である」とされる<sup>(10)</sup>。

一方、庶民の教育もかなり盛んであった。古くは天正6年(1578)にいまの甲府市上今井の浄土真宗西本願寺派の浄恩寺に「学習舎」が開かれ、天正12年(1584)に勝沼町で武田氏の遺臣坂本勘解由直昌が塾を開いたという記録がある<sup>(11)</sup>。その後18世紀にいくつかの開校例があるが、本格的には江戸末の文化文政期に盛んになったようである。1872(明治5)年に山梨県が行った調査「山梨縣下各郡家塾及寺子屋調査」<sup>(12)</sup>によると、県内各地の村々にはかなりの数の庶民教育施設があった様子がわかる。例えば、現在の山梨学院大学の南側に筆者が居住する国玉町という区域(國里村舊國玉村)があるが、幕末当時甲府城下から1里ほどの小村に龍淵齋(天保年間に一時中断、安政2年に葵園として再開)という磯部某なる神官(おそらく現在の玉諸神社神官)が主宰する寺子屋と若月某なる僧侶が主宰する寺子屋(安政~慶応)があり、龍淵齋には男150人、葵園には男50人、女35人の生徒がいたとされている。この地域には他にも西高橋という1キロ程南の村に古々菴という寺子屋(文政~天保・生徒男150人)があり、同じく1キロ程西南の清田村舊向村にも寺子屋(文政~弘化・生徒男100人女50人)があった。この数字が信頼に足るものかどうか分からないが、この区域(旧玉諸村にあたる甲府市の玉諸地区、上記3村以外に、七沢、蓬沢、上阿原、里吉の旧7村を併せる)に現在設置されている玉諸小学校の在校生が500人程度であることと比較してもこの庶民教育の賑わいはかなりのものと考えてよい。ただし、就学率はかなりばらつきがあり、貧困や女性差別等で就学できなかった子供が過半数であったようだ<sup>(13)</sup>。

全国においても江戸時代後期にこのように寺子屋等の庶民教育施設が多数存在し、これが明治の学制(今日の学校教育法に相当)公布後の比較的迅速な就学率向上につながったとされるが、甲府城から4キロの純農村地帯の状況は興味深いものがある。寺子屋調査で把握された教場の数は250にのぼる<sup>(14)</sup>。もっとも、同時期にこれだけあったのではなく、18世紀には10校余りであったのが、1800年代に入ると60余、天保以降(1830~)になると180余と江戸末になるにつれて急増している<sup>(15)</sup>。この時期には大規模な寺子屋もあり、市川大門村の渡井文四郎が開設していたものは400名、甲府市泉町にあたる場所に開かれた汎愛義塾は345名の生徒を擁していた<sup>(16)</sup>。こうした普及の理由として『山梨県教育百年史』は 商業資本の隆盛で商人はもとより職人・農民といえども文字を知らないと経済競争に遅れる、 社会人に必要な教養への需要、 為政者が庶民支配に文字を学ばせる必要を感じてきた、 泰平の世になって文化レベ

ルが高まった、の4点を挙げているが<sup>17)</sup>、もっとも切実だったのは であったのではないか。

明治以前の社会教育にあたるものとして、『山梨教育百年史』は「若者組」と石門心学をとりあげている。前者は教育組織というよりは、地域の後継者として一人前になる過程の集団で、村の自治組織のひとつでもあった。これについては、現代の若者にも通ずる羽目を外した乱行がしばしば問題化したと記されている<sup>18)</sup>。後に明治以降の政府が青年団や青年学級で実現しようとした教育の一端がここにみえるといえよう。石門心学は享保年間に京都に生まれた実践的な社会教化運動であるが、甲斐もかなり影響を受け、寛政年代(18世紀末)には忠款舎(一宮町末木)、存心舎(甲府)、洗心舎(甲府)などいくつかの心学講舎が存在したようである。これらの施設では四書、小学、易経、老子、徒然草や石田梅岩の都鄙問答・儉約齊家論などが教授資料とされ、当時の支配者層にも支持されることでかなり普及したようであるが、幕末になると全国的に衰微してしまう<sup>19)</sup>。その他、勤番支配や代官、名主による社会人の教化や僧侶・神官による活動もあったとされる。

#### 《注》

- (1) 田中憲『甲府教育百年史』(甲府市教育委員会、1965)2～3頁。
- (2) 赤岡重樹『山梨縣教育史』(山梨縣、1931年)2頁、16頁。
- (3) 山梨県教育委員会編『山梨県教育百年史』第1巻(1978、以下『山梨県教育百年史』と略す)6頁。
- (4) 同7頁。
- (5) 内山勲「甲府徽典館」『甲斐志料集成』第6巻、145頁。
- (6) 同上・145～149頁。
- (7) 赤岡・前掲書、16頁。
- (8) 『山梨県教育百年史』9頁。
- (9) 同、43～53頁。
- (10) 赤岡・前掲書、12頁。
- (11) 『山梨県教育百年史』66頁。
- (12) 『甲斐志料集成』第6巻、67頁以下。
- (13) 『山梨県教育百年史』71頁。
- (14) 田中憲・前掲書、2～3頁

- (15) 『山梨県教育百年史』83頁。赤岡も江戸時代末から明治初年の私塾・寺子屋について記述しているが、やはり個々の施設によりかなりの盛衰があったとしている。前掲書・26頁～28頁。
- (16) 『山梨県教育百年史』84頁。
- (17) 同・58頁。
- (18) 同・1554～56頁。
- (19) 同・1557～63頁。

## 2 明治前期

### (1) 概 説

明治前期の日本の学校教育は徳川時代の官学や庶民教育という遺産を引継ぎながら、近代化のためにこれを急速に西欧直輸入的なものに置き換えていく。しかもその基盤となる財政措置はほとんど地方まかせ、親まかせであり、後述する教育内容への不満とあいまって民衆の反発や非協力にあう。影山昇によると、「学制実施に際して維新政府が支出する“委託金”が少額で、実際の学校教育に関しては受益者負担の原則が貫かれていたために民費負担に苦しむ国民の不満を爆発させ、就学拒否とか学校焼き打ち、あるいは学校破壊といった不幸な事態を生んだ場合も少なからずみられた<sup>(1)</sup>。これは徴兵令、地租改正という国民にとって迷惑な制度と同時に学制が導入されたため、一層強い反発を呼んだとされる<sup>(2)</sup>。

こうして無理やり通わされた学校教育の内容は従来の寺子屋とあまり変わらず、「教科書を教師がひとくぎりずつとなえて、生徒は一せいに暗唱する」といった風であった。しかもこの教科書の内容も、例えば国史は「歴代天皇の順位、もしくは年号の順を追うて史実を羅列した年表式」とされるものであったりした。ただし、外国地理などは新しい知識に好奇心をいだく者にとって魅力的であったともいう<sup>(3)</sup>。いずれにせよ、この時期の教育が混乱をきわめていたことは間違いない。近代化に向けて行われた学校教育が詰め込み主義、暗記中心でつまらなかったという批判は明治中期に至るまで続いており、武者小路実篤や山川菊栄といった裕福な家の出身者もこうした不満を述べている<sup>(4)</sup>。貧困のなかで学校に駆り出された子供たちにとっては、まして

や苦痛であったと想像される。

しかし、国家体制が整いはじめ、その一方で自由民権運動が盛んになると、明治政府は旧来の共同体構成員の伝統的価値観を利用しながら、近代化を進めるという方向に転換する。この路線の本格的展開は明治後期から行われたのであるが、教育勅語にみられる儒教的価値観再評価が必要になった背景はこの時期の教育政策のある意味での失敗に由来するといつてよい。

## (2) 明治前期の初等教育

山梨県は学制が頒布されると、その精神を徹底するため、甲府新聞23号付録として「学制解釈」を掲載し、学制の序文の解説をしている<sup>(5)</sup>。これは新任の県権令藤村紫朗自ら前文を書き、学務官三谷恒が文章解釈を示しているもので、三谷の解釈の中では、学問が「我身を仕上げる財本」といい、「何の用にも立ぬ学問や又は身の妨げとなる学問をせめ様」など、実利的観点を徹底的に重視、「士人以上の稀に学ぶも、動もすれば国家の為にすと唱え身を立るの基たるを知らずして……」と、抽象的な教育観を排斥している。この段階では国家主義イデオロギー云々よりも、とにかくも教育の普及を第一の目的としていることがわかる。

学制頒布とともに山梨県でも小学校設置が急務となった。1872（明治5）年10月には甲府市内に3校が仮設されている（西一条町に振徳館、横近習町に善誘館、元三日町に本立館）。赤岡によると、これは徽典館學正三谷恒、恒岡精義の小学校創設意見によるもので、県内に新設11既設7の総計18校が予定された<sup>(6)</sup>。教授科目は読書、習字、算術の3科目であった。藤村着任後はさらにこの設置を促進し、1874（明治7）年3月の調査では県内の小学校数は185校にのぼった<sup>(7)</sup>。

学制では全国を8大学区にわけ、1大学区を32中学区にわけ、各中学区をさらに210小学区にわけた。学区の区分については当初は地方官の裁量にまかされたが、1873（明治6）年2月に人口600について小学校1校、人口約13万に対して中学校1校を置くこととされた<sup>(8)</sup>。山梨県内は43番中学区（現在の甲府、東山梨、中巨摩、北巨摩）、44番中学区（現在の東山梨、東八代、西八代、南巨摩）、45番中学区（現在の北都留、南都留）の3中学区がおかれ、1875（明治8）年の調査によると設置された小学校数は43番中学区で116、44番中学区で95、45番中学区で60で、総計271校であった<sup>(9)</sup>。しかし、このうちの多数は従来の寺子屋の建物をそのまま公立学校にし、教師

も多くは手習い師匠が横滑りであった。従って、寺子屋のおかれた寺院や神社をしばらく借用、やがて新築するという経過をたどるものが少なくなかった。なかでも寺院が多用されたのは、建物が広大であったことと生徒の大半が檀家の子弟であったことに関連しているようだ<sup>(10)</sup>。しかし、山梨県は寺子屋・私塾を全廃し、できるだけ早い時点で公立学校を振興しようとする立場をとり<sup>(11)</sup>、県内各地に小学校建築が進められていった。この学校建築について、藤村紫朗県令が藤村式と呼ばれる洋風建築を奨励したことは有名である。

その一方で、概説で述べたように教育財政基盤は貧困であった。山梨でも「学校経費は各学区が負担するものとして地方負担が決定され、さらに就学児をもつ父兄は、学校需要費を負担するため、授業料を納入しなければならなかった」とされている<sup>(12)</sup>。藤村は着任早々の1873（明治6）年5月に布達をだし、日常冗費を省いて学資の補足をするように指令している<sup>(13)</sup>が、これは公的教育費の貧困を裏付けるものともいえる。

各村ではこの負担に苦勞し、村有地を売却したり、新築のために有力者が土地を献納したりして賄っていた<sup>(14)</sup>。しかし、こうした努力にもかかわらず、就学状況はかんばしくなかった。この時期の就学率は全国平均を上回ってはいたが、就学率は1873（明治6）年で40.9%（男47.1%、女34.1%）1878（明治11）年で57.7%（男79.2%、女33.9）であった<sup>(15)</sup>。女子の不就学の主な理由は子守その他の仕事に従事させられたためである。女子の不就学のために行政の懸命の奨励にもかかわらず就学率はあまり顕著に上昇せず、しかも在籍しても不登校という子供もかなりあった。この傾向は農村にいくほど根強かった<sup>(16)</sup>。

女子の就学率が低かった理由について、明治30年前後の事情を愛知県教育会報から引用した玉城は、結局のところ、家業の手伝いをさせる、出稼人にする、授業料にたえないといった経済的理由が大部分であると分析している<sup>(17)</sup>。その一方、女性教育について親達もっている観念と当時の学校教育の中身に落差があったことも指摘される。親の願いは裁縫や家格に応じたしつけ等であり、実際にこうした教育をほどこす機関が各所にあったのである<sup>(18)</sup>。

学制が机上の計画で非現実的であり、現実の国民生活から遊離していたため、1879（明治12）年これを廃し、教育令を公布した。これは1872年以来行政上の地位を否認されていた町村が1878年の郡区町村編制法によって制度上自治体として復活したこと

と関連している。この改正の要点は、 就学内容を緩和した（6才から14才までの8年就学を4ヵ年、毎年4ヵ月、最小限16ヵ月で終了することとする）、学区制をやめ、学校設置を町村あるいは数が町村の連合によることを認めた、私立学校を認め、これがあれば公立学校を開設しなくてもよいとした、町村の学校事務を監理するため、町村民の選挙による学務委員を設けた<sup>19</sup>。また、公立学校教則は原則として各学校で編制することとされていた<sup>20</sup>。これに対して、県の強力な指導の下で小学校教育の充実振興を推進しようとしていた藤村県令は「全国の中でもきわだって急進的積極的督励主義をもって進めてきた」<sup>21</sup>と形容されているだけに、地方官の行政権が縮小したことに不満で、1879年10月に文部省にあてて教育令に関する疑義の伺いを提出している。内容は私立学校への不信と選挙される学務委員への不満であった。この疑念は当時の地方官に共通するものであったようだ<sup>22</sup>。1880（明治13）年に山梨県は学務委員の仕事の内容が町村でよく理解されていないという理由で「学務委員事務条項」15ヵ条を定めているが、これもこの不満からでたものと見ることができる。この教育令は戦後の公選の教育委員会制度を思わせる自由主義的内容をもっていたが、藤村が心配したように一時的に学校教育の後退をまねき、就学率も停滞ないし低下した<sup>23</sup>。赤岡は「旧制の弊を除去するに急にして時代の進展に伴わず所謂矯枉過直の感を免れない」とこの教育令を評している<sup>24</sup>。

教育令については政府部内でも批判があり、一方、自由民権運動が各地で盛んになった影響もあって、教育統制を強める必要が生じてきた。そこで1880（明治13）年12月に改正教育令50条が制定され、学務委員の選任権が府県に与えられた（選挙はするが、定員の3倍を選ばせ、そのなかから県が任命する）、公立私立の別なく小学校教則の編制権を一定の枠内で府県がもつようになった、町村立学校職員の任命権を府県がもった等、県の教育統制権が強化された<sup>25</sup>。この一連の動きに表れた自由主義と官僚統制の対立は県内でも具体的紛争をまねいた。県内産業の発展で富を貯えた豪農・豪商の一部は藤村の勸業指導を乗り越えようとし、自由民権の動きに呼応するようになり、これが県政批判派として『峡中新報』（この新聞は1879年に創刊されたもので、有泉貞夫によると、その株主のかなりの部分が蚕糸業、製紙業、生糸商、銀行類似業等の経営者であった<sup>26</sup>）を通じて論陣をはるようになったのである。藤村は山梨県に着任すると、県民の啓蒙のために区町村を勧誘して新聞を購入させ、小学校教員等を講師としてその内容を解説させる「新聞解話会」を開かせた。しかし、や



がてこの「解話会」が自由主義浸透の役割をはたし、地方官批判の場となると、藤村はこれに反発し、抑圧にまわるようになる。1880（明治13）年の学事年報に収められた「民心嚮学ノ状況」には、彼の県内教育の現状を憂える見解が次のように示されている。「……蓋シ学校ノ維持ハ人民各自之ヲ負担シ、子女ノ就学ハ父母後見人其責ニ任セサルヘカラスト雖モ、人智ノ進展未ダ此レニ達セス、彼ノ教育令ヲシテ自由教育主義ニ出タルモノナリト誤認シ、自由ハ我儘勝手ノ事トナシ、其影響ノ及フ所置郵命ヲ伝フヨリモ速ヤカニシテ、既ニ学校新築ニ着手スルモノヲ中止シ、或ハ所属ヲ分離シテ学資ノ責ヲ軽クシ、或イハ教員ノ数ヲ減シ給料ヲ殺テ遂ニ良教師ヲ失ヒ、生徒ノ銳氣ヲ沮衰セシメ、或ハ教員学務委員共ニ其人ヲ得スシテ規則立タサル等、各種ノ弊害百出此状況ヲ呈スルニ至レリ」<sup>27)</sup>。

ここに見られる見解は、単に自由主義の批判だけでなく、いわば無責任な自由論や自由の名を借りた責任放棄への憂慮である。これに対して批判派は世論を受け入れて干渉主義を止めるようにという論陣をはった。全国的にみても自由民権運動に小中学校や師範学校の教員が大きな役割をはたしたとされる<sup>28)</sup>。

全国的な規模での自由民権運動の高揚に対処すべく明治政府が打ち出した教育政策は、それまでの文明開化推進路線の大幅な軌道修正と儒教主義教育の復活、それに加えて自由民権主義派からの教員層の引き離しに全力が注がれていた。1879年に明治天皇は「聖旨・教学大旨」をうちだす<sup>29)</sup>。これは従来の欧化政策から儒教主義への転換、知育偏重の是正としての徳育の重視をはっきりと示すものであった。この延長上で1880年には教育令が改正された。この時期（1880年6月）に明治天皇が山梨県を巡幸し、甲府行在所で山梨師範学校生徒の進講を聴き、さらに文部卿河野敏謙に県内の教育事情を視察させたところ<sup>30)</sup>には県内の上記のような混乱を静める意味があったのかも知れない。

徳育がおろそかにされ、知育偏重に陥っているという批判は、この後も体制批判が強まったり、戦争遂行など国策を強力に推進しようとするとき、繰り返し政府とその周辺から叫ばれるのである<sup>31)</sup>。

1881（明治14）年10月藤村県令は各郡より1名宛9名を県庁に招き、学事会員を委嘱した。この中には自由民権派とみられる者もいた。民権派はこれを藤村の策謀と疑ったが、実際にはあまり機能しなかった<sup>32)</sup>。

全国的には明治政府は私学に寛容であったが、藤村は山間僻地の多い山梨の特殊性

を理由にこれを厳しく抑制した。1879年民権派が小学学齢を過ぎた者に対する私塾として設置した進徳社についても、藤村は妨害措置をとっている。理由は赴任当時から私学への不信からくる公教育の偏重と設立に関わった人々が反体制的な色合いが強かったことによる。西南戦争後の財政逼迫から、財政政策転換が試みられ、1881（明治14）年に大蔵卿に就任した松方正義はデフレ政策でこれを乗り切ろうとした。この政策は国民、とくに貧農層に多大な負担を及ぼし、地方経済も不況に陥った。小学校教育費への国庫補助が打ち切られたために教育財政は破綻し、また、山梨県内でも当時の教育費のかなりの部分を占めていた資本金利子が納まらないために、府県知事の監督のもとに児童の就学、学校の設置保護、教員の任免、公立学校費の出納にあたっていた学務委員がこれを立て替えさせられることもあった。このため、困惑のあまり辞職願いを出す者さえあらわれたという<sup>33</sup>。

それでも明治10年代は山梨の就学率は全国平均を上回り、東京・大阪とならんで全国トップ・クラスであった<sup>34</sup>。しかし、その後女子の就学率が低くなり、男女を通じた就学率が全国平均より下がる原因となった<sup>35</sup>。男女平均就学率は1879年の59.3%を最高に下降線をたどり、1887年には45.6%にまで落ち込む<sup>36</sup>。

ここで、当時の教員団体の動向にふれると、1879年4月に「組合小学校教育分会条令」が制定される。教育分会は後の教育会の前身であり、会員は小学校教員で、毎月1回会合を開いて「授業法の得失、管理の法方、教育上実地応用の講究」等の検討を行う組織とされた<sup>37</sup>。1883（明治16）年には山梨教育学会が発足する。県学芸課員、徴典館職員その他の有志が首唱したもので、はじめは会員数42、3名であったが、1885年の第3回総会の時には会員も200名余りに達した<sup>38</sup>。その後山梨教育会と名称変更、機関誌も当初は「山梨教育学会雑誌」から「山梨教育会誌」、「山梨教育」として途中中断しつつ終戦まで続いた。この雑誌は本県教育史の重要な資料になっている。

### (3) 明治前期の中等教育

維新動乱により徴典館は瓦解していたが、鎮撫使柳原前光はこれを復旧、1873（明治6）年に開智学校と校名を改め、小学校教員の現職教育を行った。前述のように教員の確保はかなりの困難があり、神官や僧侶で読み書きの師匠の経歴のあるものを取りあえず採用することが多かったが、その経歴や教養は雑多で、適格とはいえないも

のも含まれていたのである<sup>39)</sup>。1875（明治8）年山梨県師範学校と改称、その後再三の制度改編、一時徽典館にもどる等の名称変更を経ている。

学制では1大学区を32中学区にわけ、各中学区に1校の中学校を置きたてまえで、山梨県内にも43番から45番までの中学区に開校が見込まれたが、現実はこちらを許さなかった。山梨県は徽典館をこの中学校にすべく、1873年3月に「中学校設立伺書」を第1大学区督学局あてに提出したが、回答は師範学校の体裁であれば許可するが、府県立中学は小学普及後でなければ認めないとするものであった。そこで苦肉の策として県立の私学校として同年6月徽典館を「開智学校」として開校するという不思議な形がとられた<sup>40)</sup>。しかし、これは同年12月に閉鎖される。そして、1874年開智学校は師範講習学校に転用され、やがて校舎も老朽化していたため使われなくなった。1875年1月に一時長禅寺に移転した師範講習学校は、3月に山梨県師範学校と改称、そして1876年に新たな校地を確保して同年7月に盛大な開業式が挙行された<sup>41)</sup>。

山梨県の組織的中等普通教育の始まりは、1877（明治10）年7月に師範学校内に中学予備科を設置し、私費生徒50人を募集したことに求められている<sup>42)</sup>。しかし、その後、日清戦争頃まで、学校としての存在は不安であり、卒業者に求められる学力が高度であったために、卒業者は少数、つまり、かなりの生徒が落伍する状況であったらしい<sup>43)</sup>。

1880（明治13）年8月、藤村県令は文部卿あてに甲府に公立中学校設置の開申を行った。財源は地方税をもってあてることとしていた。就学年限は3年、これを半年ずつの6級に分ける計画であった。これが10月に許可され、県人念願の正規の公立中学校が開設の運びとなった。しかし、場所は師範学校内に同居という形であった。なお、この間の1878年には同じ場所に女子師範学校が開設されており、1880年段階で県内には3校の公立中等教育施設があったことになる<sup>44)</sup>。しかし、前述のように、当時の県会は藤村と対立を深めており、この対立は公立中学校維持費にも影響を与えた<sup>45)</sup>。1881年3月の通常県会では「審議に先立って常置委員から中学校を廃止するという意見報告が行われた」。その理由は師範学校は義務設置であるが、中学校は随意設置であり、しかも私学勃興の気運にあるからこれで代行できるというものであった<sup>46)</sup>。これに対する藤村の苦肉の策が師範学校と中学校を統合して「山梨学校」を設立するという便法であった。1881年この申請が認められ、山梨学校小学師範学科、山梨学校中学科となり、さらに同年12月に医学科も置かれることになった（この医学科

は1年半で廃止され、医学留学制度に変わった)。山梨学校は1882年10月に徽典館と改称され、従来の3学科に漢学科が増設された(この学科は1885年に廃止されている)。

男子中等教育と同じように、県会との紛争とかけひきのなかで女子師範学校と女子中学校をあわせた山梨女学校が1882(明治15)年に開設されている。しかし、その後も県会の抵抗は強く、例えば、1883年の山梨女学校費は県会で全面削除と議決されている。この対立は結局、1886(明治19)年に至って、山梨女学校を徽典館に併合し、女子師範学科だけを存続するという形になった<sup>47)</sup>。

このようにとくに公立中等教育をめぐる県令と県会が対立した背景には、藤村の強引な政策運営への反発もあるが、公立小学校の教育内容が「近世後期以来農商層に受容されてきた“修身齐家”の教養理念と相容れず、私塾教育への期待が芽生えたため」とみられている<sup>48)</sup>。

ここにみられる議会に代表される県内有力者層と県令(県庁)との対立の背景をさらに深くみてゆくと、明治政府が学校教育を通じて実現しようとした欧化政策と、教育現場にいる旧武士層や富裕階級、その資金提供者である地方名望家等が容易に手放すことのできない伝統的価値観との対立があった。明治前期の私学の多くはこうした欧化政策に逆行する動きとして現われた。明治10年代には山梨でも、明倫舎(甲府)成器舎(八代)などが少なからず生徒を集め、熱心な教育が行われていた。藤村が私学を厳しく抑圧したのもこの対立からであろう。しかし、政治統合と富国強兵を優先する明治政府は、こうした保守的意識をかかえこむ形で教育勅語を發布し、学校教育への反発を吸収しようとする(明治後期になると国家主義教育体制が強まり、宗教系の私立学校を残して私塾は急速に姿を消してゆく)。勝田・中内は「教育勅語は当時の明治政府が出したのものには違いないが、政府がすすんで一方的に出したのではなく、地方名望家層の意向を代表する全国地方長官(府県知事)の強要に、中央宮廷による復古派が応じて、政府に出させたものであった」という<sup>49)</sup>。この点は後に再び述べる。

なお、1881(明治14)年に農事講習所が甲府旧城内に設置され、各郡から選抜された生徒が予科・本科で学んだが、これは1886(明治19)年に徽典館農学科とされ、翌年3月には廃止となってしまった<sup>50)</sup>。

## 《注》

- (1) 影山昇 『日本の教育の歩み』(有斐閣、1988) 14頁。
- (2) 玉城肇 『日本教育発達史』(三一書房、1956年) 16頁。
- (3) 同・12～13頁。
- (4) 同・38頁。
- (5) 『甲斐志料集成』第6巻、17～22頁。
- (6) 赤岡重樹 『山梨縣教育史』41頁。
- (7) 『山梨県教育百年史』232頁。
- (8) 同・177～8頁。
- (9) 田中憲 『甲府教育百年史』13～14頁。
- (10) 同・20～22頁。
- (11) 『山梨県教育百年史』179頁
- (12) 田中・前掲書・22頁。
- (13) 『山梨県教育百年史』238頁。
- (14) 田中・前掲書、23～25頁。
- (15) 『山梨県教育百年史』263頁。
- (16) 田中・前掲書、26～27頁
- (17) 玉城・前掲書、72～73頁。
- (18) 同・74頁
- (19) 『山梨県教育百年史』281～2頁。
- (20) 同・293頁。
- (21) 同・423頁。
- (22) 同・282～8頁。
- (23) 同・291～4頁。
- (24) 赤岡・前掲書、67頁。
- (25) 『山梨県教育百年史』296～302頁。
- (26) 有泉貞夫 『明治政治史の基礎過程』(吉川弘文館、1980) 32頁。
- (27) 『山梨県教育百年史』312頁。
- (28) 影山・前掲書、14～5頁。
- (29) 同・16頁以下。
- (30) 赤岡・前掲書、68頁。
- (31) 山住正巳 『日本教育小史』(岩波新書、1987) 35～6頁。
- (32) 『山梨県教育百年史』317～8頁。

- 33) 同・339～343頁。
- 34) 同・353～4頁。
- 35) 同・356頁。
- 36) 同・571頁。
- 37) 田中・前掲書、32～3頁、『甲斐志料集成』第6巻、58頁。
- 38) 田中・前掲書、47頁。
- 39) 『山梨県教育百年史』273～4頁。
- 40) 同・698頁。
- 41) 同・703～8頁。
- 42) 『山梨県政百年史』537頁。
- 43) 有泉貞夫『山梨の近代』（山梨ふるさと文庫・2001）123～125頁。
- 44) 『山梨県教育百年史』721～7頁。
- 45) 有泉貞夫・前掲書注43124頁。
- 46) 『山梨県教育百年史』727頁。
- 47) 同・738～9頁。
- 48) 同・752頁。
- 49) 勝田守一・中内敏夫『日本の学校』（岩波新書、1964）66～70頁。
- 50) 赤岡・前掲書、108～9頁。

### 3 明治後期

#### (1) 概 説

1885（明治18）年に太政官制が内閣制に変わり、初代文部大臣には森有礼が就任した。森は1886年、帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令を勅令として制定したが、これらの勅令には文部省の統制強化と軍事教育重視の色彩があった<sup>(1)</sup>。この師範学校令、中学校令公布により徽典館は山梨尋常師範学校と山梨尋常中学となった。このように国家体制が確立するにつれて、教育の目的が国家のためであることが明確化してくる。1886年の小学校令で小学校を尋常・高等の2種とし、尋常4年までの義務教育が制度化された目的も、国民へのサービスではなく、国家目的実現のための義務づけであった。1890年教育勅語がさだめられ、翌年全国の学校に謄本が下賜され、

翌々年には天皇皇后の肖像写真（いわゆる「御真影」）が配布され、これらを一緒に奉安殿に置き、記念日等に参拝と勅語の朗読が行われることとなった<sup>(2)</sup>。教育勅語の出された背景には、前述のように、地方富裕層のもち続けていた伝統的価値観と明治新政府の推進していた欧化政策との調整という意味もあったが、教育が国家目的の実現をめざすものであるという位置付けがこれによって明確化されたことも事実であろう。

もっとも、教育勅語策定の中心となった元田永孚は当時の「超守旧派」<sup>(3)</sup>と評価される人物であり、この勅語の内容は後の元老西園寺公望が国際感覚重視の観点から改訂を考えたほど旧弊であった。政治指導者伊藤博文が政治と教育を分離して科学を純粹に中立的な手段化させようとしたのに対して、元田は儒教的教学で政治を覆うことを意図した封建的側近官僚であった。両者は対立するが、結局のところ国家の富強を求めるところでは一致し、妥協吻合に至ったと堀松は述べている<sup>(4)</sup>。

こうして教育を国家が管理する体制を確立しながら、そのための財政措置はなお、貧しかった。この背景には初等教育の普及より高等教育における人材養成を重視する政府の政策があった。松方緊縮財政により1881（明治14）年から小学校教育への国家補助金は停止されていた。これに対して、1891年頃から、全国の教員組織として多大な影響力をもっていた大日本教育会や国家教育社が中心となって小学校教育費国家補助復活運動が起こされた。これに対して井上文相は1893年8月の報知新聞に消極的談話を発表、これをめぐり、教育界では盛んな議論が始まった。この状況をうけて井上文相は教育政策を自由に論ずることを抑圧するため、10月に箝口訓令を発する<sup>(5)</sup>。箝口訓令とは 教育者や教育団体は、純粋な教育問題のほかは、それを論議してはならないこと、 教育者や教育団体は、政治上の新聞雑誌を発行したりしてはならないこと、 教員は政治的団体の会員になってはならないこと、を厳命したものである。これは1898年に尾崎行雄文相によって撤廃されるが、以後、教育者や教育団体は教育政策への発言を極力避けるようになっていった<sup>(6)</sup>。

1889年には明治憲法が制定されるが、この前年に地方行政制度として「市制町村制」が制定され、同時に全国で町村合併が行われた。これは1888年に71,314あった村を翌年には15,820に再編するという大規模なもので<sup>(7)</sup>、新しい村には小学校の維持主体という意味がかなりあったとされる。しかし、この教育事務は決して地方の事務ではなく、あくまでも国家事務であった。ここで、この地方制度整備が旧来の村落共同

体を温存する形で行われたことに注目する必要がある。丸山真男はつぎのようにいう<sup>8)</sup>。「……ただし絶対主義的集中が前述のように権力のトップ・レベルにおいて『多頭一身の怪物』<sup>9)</sup>を現出したことと対応して、社会的平準化も最底辺において村落共同体の前にたちどまった。むしろその両極の中間地帯におけるスピーディな『近代化』は制度的にもイデオロギー的にもこの頂点と底辺の両極における『前近代性』の温存と利用によって可能となったのである。その際底辺の共同体構造を維持したままこれを天皇制官僚組織にリンクさせる機能を法的に可能にしたのが山県が推進した地方『自治制』であり、その社会的媒介になったのがこの共同体を基礎とする地主＝名望家支配であり、意識的にその結合をイデオロギー化したのが、いわゆる『家族国家観』にほかならない。この共同体の内部では「個人の析出は許さず」そして、「利害の露わな対決を回避する情緒的＝直接的結合態であり、……権力と恩情（親方子方関係）の即自的統一である点で、伝統的人間関係の『模範』であり、『国体』の最終の『細胞』をなしてきた」<sup>10)</sup>。

こうした政府の村落共同体温存策は地方改良運動や「通俗教育」を通じて進められ、やがて戦時下の「部落・隣組常会」を通じた徹底した上意下達、相互監視システムに発展していく。

## (2) 明治後期の初等教育

「市制町村制理由」には「全国の公益二出ツル」市町村事務として軍事・警察とならんで教育が挙げられている。このように教育を国家事務とする一方で、上述のように、初等教育に関する財政的対策は当初はほとんど行われなかった。小学校の経費は、主として生徒の授業料と寄付金によることとされ、その一方で教科書は文部大臣検定のものに限ることとされた<sup>11)</sup>。1889（明治22）年で全国の就学率は48.2%にとどまっていた。

県内では尋常小学校は単村又は組合立で設けて村立とし、高等小学校は郡役所のある場所に1校設けることとされた。ただし、尋常小学校が設置できない村には簡易小学校がおかれたが、赤岡の挙げる簡易小学校の数は県内全域にわたって70以上に及び、教育の普及がなお途上であることを裏書きしている<sup>12)</sup>。

不就学児対策として注目されるのが甲府市で開始した子守学校である。これは1900年甲府尋常小学校長権太政が各方面の協力をえて開設したもので、「甲府市内におけ



る子守の児女にして、無教育の者、及び義務教育を終らずして中途退学せる者」を対象としていた。当初は琢美教場（当時は琢美、相生、梁木の3校をあわせて甲府尋常小学校といった）で開始、翌1901年には相生教場に移るが、週2回放課後に読み、書き、算術、訓話、唱歌、体操などの教育を行う2年の課程であった。この試みは全国的に注目され、見学者が少なくなかったという。『甲府市史』別編の『甲府の歴史』には、明治40年の相生子守学校卒業記念写真が掲載され、教員たちが後列に立ち、その前に連れてきた幼児とともに子守の生徒たちの居並んだ姿が写っている。これは1928年に廃止されるまで続いた<sup>13)</sup>。しかし、各地にできた子守学校は決して教育政策の一環となるほど重視されず、結局、貧しい家庭の子女は学校教育から除外されるほかなかった<sup>14)</sup>。甲府の子守学校でも通学できる子は市内の子守の1～2割にすぎなかった。そして、子守学校の出した「子守の心得」には「早く学校へ出かけたいため主人の家の用事を怠り嫌がったりしてはなりません」と書かれていた<sup>15)</sup>。

1890年代後半から全国で実業教育がさかんになる。甲府では1902（明治35）年の千代田農業補習学校をはじめ、農業地域の小学校に補習学校が併設された<sup>16)</sup>。また、明治20年代から小学校に補習科が置かれるようになる。これは1890年の小学校令7条に「尋常小学校又八高等小学校ニ補習科ヲ置クコトヲ得」とある漠然とした規程を根拠とするもので、県内では1893年頃から急増している。これには2種あったようで、ひとつは、4年の尋常小学校を終えて、高等小学校に進学する場合に遠距離通学になるため、小学校に補習科を置いてこれに代えようとするもの、もう一つは、小学校を終えてすぐに就職するものに簡易な方法で職業に関する基礎的知識や技能を学ばせようとするものである。前者は高等小学校が尋常小学校に併設されるとともに姿を消し、後者は実業補習学校に切り替えられていく<sup>17)</sup>。実業教育が重視された理由は、産業の質を向上させ、技術、製造、貿易での各国との競争に勝ち、結局のところ軍事的優位の獲得につなげたいというところにあった。

初等教育学齡児童の就学率は国が兵士や労働者の質を重視しはじめるにつれて、1900（明治33）年前後から急速に上昇する。1898年が68.9%なのに対して、1900年には81.5%、1902年には91.6%となっている<sup>18)</sup>。この背景には1900年の小学校令改正があげられる。これは、それまでの3年の尋常小学校を廃止し、修業年限を4年に統一してこれを義務教育期間とし、2年の高等小学校をなるべく併設させることによつて、1908（明治41）年の義務教育6年制への道を準備したものである<sup>19)</sup>。

### (3) 明治後期の中等教育

1886（明治19）年の中学校令、師範学校令により、師範学校設置が各県に義務づけられたため、徽典館に師範学科、中学科、農学科の3科が併設され、師範学科には女子師範も女子部として形の上では合併された。さらに、師範学科は組織上は分離され、尋常師範学校とされた。ここに中学校令に基づく尋常中学校の設置が山梨県の課題として残された。これが実現したのは翌年3月で、当初は徽典館に同居していたが、年末に甲府錦町の校舎に独立した。ここは1878年に女子師範学校創設にあたり新築されたものであった。師範学校を徽典館内に統合し、組織上は関係のない中学校を分離するという方針のもとに行われた措置である<sup>20</sup>。

その後、1899年には中学校令改正、実業学校令と高等女学校令の公布で中等教育が3系統に整理された。この中学校令は22か条に及ぶ体系的なもので、実質的には新たな中学校令が制定されたものとされる<sup>21</sup>。この頃、山梨では従前の尋常中学校の校舎狭隘による新築予定地問題が論議されていた。一時、里垣村善光寺付近や竜王村高岩が浮上したが、最終的には甲府城址に建設されることになった<sup>22</sup>。新設の山梨県中学校の落成式を兼ねた開校式は1900（明治33）年4月に举行された<sup>23</sup>。しかし、この校舎だけでは入学希望者増加においつかず、定員100名を200に倍増し、うち100名を錦町の旧校舎を分教場として収容した。これが翌年には山梨県第二中学校となった。従来の山梨県中学校は山梨県第一中学校と改称された。さらに翌1902年には都留（谷村町）に分校が設置された。しかし、これには北都留・南都留の出身者より第一・第二中学校に落ちた生徒が多く集まったため、1904（明治37）年度末で普通中学校としては廃止され、県立の工業学校（後述）に改組された。しかし、この措置に県会は不満であり、普通中学校再開を求める動きが繰り返された。結局、1910（明治43）年にいたって、県立工業学校を北都留郡広里村に移し、従来の校舎に県立都留中学校が再開された。なお、この間の1901年に山梨県第二中学校は東山梨郡日川村に校舎を移し、1906年には山梨県第一中学校が県立甲府中学校、第二中学校が県立日川中学校と改称された<sup>24</sup>。

女子教育については、学制では男子と同等とされたが、初等教育後の学校は女子師範学校を除けば設置されなかった。これは中等以上の教育から女子を排除することを意味していた。そのなかで女子教育に力をいれたのはキリスト教徒であり、1882年か

ら92年にかけて東洋英和、普連土など22の女学校を設立した。やがて政府も富国強兵の観点からも女子教育が重要であることに気付き、1895年高等女学校規程を定めるにいたる<sup>25)</sup>。本格的な制度化がなされたのは1899（明治32）年の高等女学校令で、目的は「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」こととされていた。入学資格も従前の小学校4年修了ではなく、男子中学校とあわせて、12才以上で高等小学校第2年修了となった。この入学資格は1907年に義務教育が小学校6年とされると、尋常小学校卒業者となった。修業年限は4年を原則に1ヵ年の延長が認められていた<sup>26)</sup>。

明治中期頃までの女性教育は資本主義の発展とともに男性の補助的役割に限定する方向で位置付けられ、多くの貧困家庭の娘たちは繊維産業など最底辺の安価な労働力として用いられるのが当然とみなされた<sup>27)</sup>。しかし、日清戦争の勝利とその後の経済的躍進は女性教育に新たな気運をもたらす。理念からいえば、世界の列強に並ぶ国家の「婦人」としての教養強化であったが、上流ないし中流家庭の経済的余裕が女性にも初等後教育を受けさせる必然性をもたらしたのである<sup>28)</sup>。

県内の初等教育後の公立女子普通教育機関としては、1892（明治25）年甲府尋常高等小学校に修業年限2年の高等女子補習科が付設されたのが最初である。これは1902年に山梨県高等女学校設置にともない廃止された。これに先立って1889（明治22）年、ミッション・スクールの私立山梨英和女学校が開校、1893（明治26）年には裁縫教授所として私立玉声舎が開設された<sup>29)</sup>。英和女学校は県内実業家等の援助のもとにある種の期待をうけて出発したが、仏教徒の反感や欧化主義への批判、西洋人への偏見などが交錯して、必ずしもその発展は順調ではなかった。しかし、女子中等教育の制度化進展とともに基盤をかためていった<sup>30)</sup>。幾度かの変転を経て、山梨英和女学校は私立山梨英和高等学校、玉声舎は県立第一商業に発展していった<sup>31)</sup>。

高等女学校令に基づき1902年に発足した山梨県高等女学校の開設も決して容易ではなかった。1899年11月の通常県会では県側は直ちに設立準備の予算を計上しようとしたが、勅令実施までに4年の猶予があり、中学校建設問題がなお論議中であったこともあって、予算は否決・削除されてしまった。その後、猶予が1901年限りであることが圧力となり、1902年4月、甲府市市飯沼村新町に県立山梨県高等女学校が開校した。しかし、当時完成していたのは本館の一部のみであり、継続工事の予算もしばしば論議の対象となった。とくに1911年11月の寄宿舎建設予算審議では、高等女学校生徒の服装が華美である等の批判もあって、全額削除となってしまった<sup>32)</sup>。女性の教育

への否定的観念がどこかに影響を与えていたものと推測される。

普通中等教育機関とならんで実業学校が県内に本格的に発足するのは1899年に実業学校令が制定された後である。これ以前にも徽典館医学科、農学科、獣医学専修科などが設置された経過があるが、いずれも短期で姿を消した。しかし、実業学校令以前にある程度本格的実業学校を運営する根拠として1894（明治27）年の実業教育国庫補助法があった。この国庫補助制度は小学校の国庫補助制度より早く制度化されたもので、日本における産業の発展にとって中堅レベルの人材育成が重要であることが強く認識されていたことを示している。これにつづいて同年に簡易農学校規程、徒弟学校規程が制定された。

県内では1896年3月に東八代郡立山梨蚕業学校が簡易農学校規程に準拠して設立された。入学資格は14才以上で尋常小学校卒業者とされ、本科2年、本科卒業生には6ヵ月から1年の専修科をおくことができた。これより半年遅れて南都留郡立南都留染織学校が徒弟学校規程に準拠して設置された。入学資格は14才以上の高等小学校卒業者とされていた。修業年限は本科3年を基本とし、速成科が併設されていた<sup>33</sup>。

1899年の実業学校令に基づき工業学校、農業学校、商業学校の3種の規程がおかれた。共通して修業年限は3年、入学資格は14才以上の高等小学校卒業者となっていた。その後1903（明治36）年に専門学校令が公布されるとともに実業学校令も改正され、実業学校のうち高等教育を行うものは実業専門学校として専門学校令を適用することとなった。

都市部の実業教育機関として1901年市立甲府商業学校が開設された<sup>34</sup>。これは商業学校規程に準拠したもので、その扱いは甲種・乙種のうち甲種に相当するものであった。学校は12才以上で高等小学校2年修了者のための2年制の予科と14才以上で高等小学校4年修了者のための本科3年があった。学科課程表をみると、予科はほとんどが普通教育の延長（ただし、読書、数学とならんで英語に4時間があてられている）であるのに対して、本科では経済、簿記、商業実践等の専門科目がおかれ、ここでも英語が1年6時間、2、3年7時間と重視されているのがめだつ。従前の南都留郡立南都留染織学校は1901年に工業学校規程に基づくものとされ、甲種工業学校に昇格した。これは南都留・北都留両郡の組合立を経て、1905年山梨県立となった。しかし、この工業学校は前述のように都留中学校問題とからんで複雑な運命をたどった。結局、工業学校は1910年に谷村町に移転、しかも徒弟学校規程を適用されるという、一

種の格下げ措置をうけたのである<sup>35)</sup>。

#### (4) 明治後期の教員養成と教育会の活動

1886（明治19）年に師範学校令が制定され、各府県は必ず師範学校を設置することとされた。これにより、尋常師範学校が徴典館内に設置され、教員養成の制度はひとまず整った。修業年限は4年、高等小学校卒業が入学資格であった。しかしながら、この予算措置は地方税をもってあてるということであり、県議会ではかなりこれに反発する空気があった<sup>36)</sup>。しかも、文部省の設定した生徒100名という定員に対して、当初は欠員が多数を占める状態で、生徒確保に苦労した<sup>37)</sup>。

明治年間を通して師範学校をきちんと卒業して正規の教員資格をもっているものは少数で、「速成の教員養成機関や講習会を経て教壇に立った教員、さらには無資格のまま臨時に雇われている教員等で大半が占められている」状態であった<sup>38)</sup>。これに対する対応として、1883（明治16）年に結成され、一時の中断はあったが、第二次世界大戦後まで継続していた山梨教育会（山梨教育学会）と、とくにその各地の支部・支会あるいは教員懇話会の活動は大きな意味をもっていた。たとえば、北都留郡の支会で1890年に行われた批判・談話会ではお互いに各校の授業を参観した教員同士が批評会をもって細かく相互批判・討論を行っている<sup>39)</sup>。こうした教授法研究会は各郡でも行われていたようで、行政側が教育会を動かしてこうした活動を奨励させていた。さらに、1900年頃から夏期講習会として10日余りの日程で教授法や心理学、学校衛生、教育行政などの講演が行われている<sup>40)</sup>。講習会はこのような内容で明治末年まで継続したようである。

山梨教育会の事業としてもうひとつ大きかったのが機関誌の発行である。1884年に創刊された『山梨教育学会雑誌』（誌名はその後『山梨教育会雑誌』、『山梨教育雑誌』、『山梨教育』と変遷）は教育に関する論説や授業方法、学事に関する広報等を掲載して県内教員の交流と資質向上に大きな役割をはたした。このように、山梨教育会は単なる専門家集団でもなく、かといって官製組織でもない、教育界の横の連携の役割をはたしていた。しかし、その一方で、この山梨教育会（後に「山梨県教育会」と改称）は1896年に成立した帝国教育会の下部組織に次第に組み入れられることになってゆく。もともと帝国教育会も教員を主体とする団体であったが、その後文教関係の役人・視学・校長・教育評論家なども加わり、現場教員達は半強制的に加入させら

れ、地方教育会の会費は俸給から天引きされた<sup>(41)</sup>。

明治末期に日本の公教育の量的発達には顕著になり、一方、1890年代以降経済的・政治的・軍事的圧力のもとで風格が矮小化する傾向がみられ、教師の社会的地位が下がってきた。これにともない、教員の出身階層も以前は士族が多かったが、一般庶民層に変わっていく<sup>(42)</sup>。このことは大正・昭和初期の教員の低い待遇につながる。

#### (5) 明治末期の社会教育

日露戦争という国家的危機を契機に従来は児童の就学督励や思想対策以外は教育政策の外にあった青年や一般社会人への積極的「教育」が意識されるようになる。宮坂広作は日露戦後の地方改良運動の社会教育的側面をとらえ、「明治期における社会教育観念の系譜をあとづけてきたわれわれは、ここでついに帝国主義段階における社会教育イデオロギーに遭遇することができた。国民の総力戦を要求する帝国主義戦争にそなえての国内整備策としての地方改良運動は、天皇制の思想的・社会的基盤たる農村共同体の秩序を維持しつつ、国家権力の意志に対する国民の内発的支持を引き出すための方策であり、共同体的心情に根ざす公共心の育成という佐々木の社会教育目的論は、このような運動の要請の理論化にほかならなかったのである」という<sup>(43)</sup>。この地方改良運動では、明治政府は「模範村」を設定、後の部落常会を使った隅々までの国家による教化・統制体制の一種の実験をおこなっている。宮坂が紹介する千葉県山武郡源村の事例は次のようなものである。1903年児玉内務大臣が訪問し、部落の共同体の固い団結と統制が「模範村」として全国に宣伝された。その大字のひとつ極楽寺には1組15戸内外の5組があり、「輯睦会」とよばれる月例の常会が1880年から行われていた。これには会長、組長、伍長（副組長数名）、組有志が集まり、「村中に関する事件を議定し」、この議定に対して「区内一同必ず異議申聞敷」ことが要求されていた。ここでは相互扶助と相互監視・統制が行われ、為政者の要求する法令の順守、政策への積極的協力、選挙における政争を避けるため全村ぐるみで支持すべき候補を決定、皆その決定に従うといったシステムが作られている。これは単に前近代性が温存されたのではなく、宮坂がまさに指摘するように、共同体的団結の「強化」が図られているといえよう<sup>(44)</sup>。

山梨における社会教育の萌芽として、1905（明治38）年に山梨通俗教育講談会結成が注目される。その趣意の一部は次のようにいう。「……吾人は常に信ず社会百般の

事業は国民の品性の上に築かざれば決して堅固にして善良なるものにあらずと。此の見地よりすれば戦後経営の根本問題は即ち国民品性の陶冶にありと云うべし。品性陶冶の方法は一にして足らずと雖も通俗講談会の如き蓋し好箇の一方法ならん……」第1回講談会では講話「日本国民の抱負」、「日本武士道より見たる幡随院長兵衛」等が唱歌、幻灯と合わせて行われている<sup>45)</sup>。

この時期における青年教育施設として、前述した実業補習学校がある。これは尋常小学校あるいは高等小学校卒業後の青年達にかなり自由な枠組みで教育を行うもので、1893年の文部省令によると、目的は小学校教育の補習と職業に関する知識・技能の伝授、入学資格は尋常小学校卒業程度以上、修業年限は3年以内、教授時間は日曜でも夜間でも季節を限ってもよいことになっていた。県内各所におかれた農業補習学校のほか、工業、商業の補習学校もあった。1909年の増穂村の調査によると、農閑期の10月から3月の半年で、夜間開校日数が31日から91日とかなりばらつきがあり、しかも欠席者が多いのに悩まされていたようだ<sup>46)</sup>。これも、やがて青年訓練所とともに青年学校に発展するように、青年を国民教化の体制に取り込む意味をもっていた。

日露戦争後の社会主義の浸透や文学における自然主義が国民に与える思想的影響を憂慮した政府は1906年文部省訓令により「風紀進肅」を求めた。この思想統制に力を発揮したのが1908年の「戊申詔書」で、これは上下心を一つにして勤儉節約につとめ、荒怠を戒め、国運発展に向け「自彊息まざるべし」と呼びかけていた<sup>47)</sup>。この「戊申詔書」は国民精神総動員の時代にしばしば姿を現すことになる。

## 《注》

- (1) 影山昇『日本の教育の歩み』(有斐閣・1988)21～26頁。
- (2) 田中憲『甲府教育百年史』(甲府市教育委員会、1965)51頁。
- (3) 片岡寛光『責任の思想』早稲田大学出版部、2000年、212頁。
- (4) 堀松武一『日本近代教育史』(理想社、1959)74頁。
- (5) 影山・前掲書、32～35頁。
- (6) 玉城肇『日本教育発達史』(三一書房、1956年)52～3頁。
- (7) 横道清孝・村上靖「市町村合併の実証的分析」(1)自治研究69巻6号、1992、68頁。
- (8) 丸山真男『日本の思想』『岩波講座・現代思想』第11巻、(1957、なお引用は『丸山真男集』第7巻227頁による)。
- (9) これは、明治憲法が他に例をみない大権中心主義や皇室自律主義をとりながら、それ

ゆえに、元老・重臣など超憲法的存在の媒介によらないでは国家意思が一元化されないような体制を意味する。同上・221頁。

- (10) 丸山・前掲書、228頁。ただし、明治憲法下の地方制度の大枠は山県の構想であるが、山県ひとりの案ではない。例えば、府県の自治的要素をどうするかを巡っては、これを否定的に考える井上毅と肯定派の山県との間に対立があり、山県が外国調査中に井上が修正案を通過させるという経過があった。この点につき、都丸泰助『地方自治制度史論』（新日本出版社・1982）52～3頁。
- (11) 田中・前掲書、39～40頁。
- (12) 赤岡重樹『山梨縣教育史』（山梨縣刊、1931年）88頁。
- (13) 田中・前掲書、42～44頁。甲府市史編さん委員会『甲府の歴史』（甲府市史別編、1993）365頁。
- (14) 玉城・前掲書、27～8頁。
- (15) 『甲府の歴史』366頁。
- (16) 田中・前掲書、54～5頁。
- (17) 『山梨県教育百年史』1525～6頁。
- (18) 堀松・前掲書、268頁。
- (19) 同・267～8頁。
- (20) 『山梨県教育百年史』1373頁。
- (21) 影山・前掲書、63頁。
- (22) 『山梨県教育百年史』1310頁。
- (23) 同・1304頁。
- (24) 同・1313～19頁。
- (25) 山住正巳『日本教育小史』（岩波新書・1987）71～2頁。
- (26) 『山梨県教育百年史』1327頁。
- (27) 玉城・前掲書、42～48頁。
- (28) 同・60～61頁。
- (29) 田中・前掲書、58頁。
- (30) 『山梨県教育百年史』1358～60頁。
- (31) 田中・前掲書、58頁。
- (32) 『山梨県教育百年史』1328～31頁。
- (33) 同・1336～39頁。
- (34) 田中・前掲書、64～5頁。
- (35) 『山梨県教育百年史』1336～39頁。
- (36) 同・1374頁。



- 37) 同・1372頁。
- 38) 同・1473頁。
- 39) 同・1464～65頁。
- 40) 同・1474～78頁。
- 41) 玉城・前掲書、157～8頁。
- 42) 影山・前掲書、39～43頁。
- 43) 宮坂広作「明治期における社会教育概念の形成」教育学研究33巻4号、1966年（なお、引用は『宮坂広作著作集1・近代日本の社会教育』（明石書店・1994）31～32頁による。また、文中の「佐々木」とは、『市町村改良と社会教育』（1919）の著者佐々木吉三郎のことである）
- 44) 宮坂・前掲書、85～87頁。
- 45) 『山梨県教育百年史』1576～79頁。
- 46) 同・1533～39頁。
- 47) 山住・前掲書、78～9頁。

## 4 大正・昭和初期

### (1) 概 説

明治20年代からの急速な産業の発展と政治行政体制の整備によって、日本の国家基盤はかなり強まり、明治末年には重工業も基礎をかため、教育発展の経済的基盤が確立した。これとともに、国家の立場からも国民教育の必要性が高まり、義務制初等教育の普及率は急速に向上した。山梨県でも義務教育就学率は98%に達していた。

その一方、日露戦争後の国家主義、軍国主義教育の強化は、国定教科書のなかに南北朝並立を認める記述があることを問題視するまでにいたり、ついに編集委員喜田貞吉の職を免ずることになる。

日露戦争後、明治末年の教育は国粹主義・軍国主義に著しく傾く。これは1908（明治41）年から1910（明治43）年まで日本に駐在したドイツの陸軍視察官ハウスホーファーが「学校と家庭とを通じて如何に顕著に兵員準備がおこなわれつつあるかに驚いた」と述べているように、一貫した国防教育が学校で行われていたのである。前述のように、1908年10月にだされた「戊申詔書」がこの教育の基本方針となった。これ

は「国運発展」のために、「節儉と勤勉と醇風美俗」とをスローガンにしたものである<sup>(1)</sup>。一方、小学校のクラスは尋常2・3年で約70人、5・6年の女生徒で50人という規模に及び、教師たちは義務教育制度さえ理解しない親達の説得や児童の表面上の成績に拘泥する管理職者の態度等とあわせて、重い課題を幾重にも負わされていたのである<sup>(2)</sup>。

第一線で教育をになった教師たちの現実は、明治末以来、形式主義の支配、教室内外での過労、無気力と無理想な教師たちの存在、権力に対する校長達の追従という貧弱で矛盾に満ちたものであった。給与も安く、そのため、教育者になるものはしだいに少なくなり、第一次大戦前から師範学校入学者は減り続けた<sup>(3)</sup>。

『山梨教育』（山梨教育会機関誌）の編集子はこの時期（1919年）を初等教育の暗黒時代と評し、「物価騰貴による生活難の急迫から自暴自棄的になった教員が、生気なき残がいを日々学校に運び、世間から同情と侮蔑の二つの矢を射られ、教化力はゼロである」と慨嘆している<sup>(4)</sup>。

明治末年以来沈滞していた日本経済は、第一次世界大戦で交戦国がアジアの市場から手を引いた後に進出し、交戦国からも注文が殺到するという好機に恵まれ、空前の好況を呈するようになった。しかし、この収益が労働者や農民に回らず、物価だけが高騰した結果、1918（大正7）年の米騒動に発展したことは、この時期の資本家の収奪の激しさをよく示している。だが、この経済の好況は教育界にある種の活気をもたらし、「自由教育」を生むことになる<sup>(5)</sup>。この一方で、伝統的・国家主義的志向もつよく、「質実剛健」が標語とされ、県内の強行遠足のような行事の発端もこの頃にある<sup>(6)</sup>。

これと同時期の1917（大正6）年に臨時教育会議が設けられた。この会議の目的を端的にまとめれば、皇室を中心とした日本独特の国家主義の教育体制をうちたてることであった<sup>(7)</sup>。ここでの結論は「天皇制教育体制の帝国主義段階における些少な手なおしにとどまった<sup>(8)</sup>とされるが、1918年に「市町村義務教育費国庫負担法」が成立したのは、この会議での方向づけによるものである。もっとも、その背景にあった考え方は、「国庫支弁によって小学校教育を国家の教育として権威づけ、地方有力者の支配から脱せしめよう」という主張、あるいは、教師を優遇することにより、「師弟の間に服従の観念をうえつけよう」といったものであり<sup>(9)</sup>、子どもの福祉が念頭にあったわけではない。

第一次世界大戦が終わると好況はあっというまに消え失せ、これに追い打ちをかけるように1923年には関東大震災という未曾有の天災が日本を襲った。日本経済は不振の底に沈み、工場では生活苦からストライキが頻発し、農村では小作争議が続いた。街には失業者があふれ、中産階級の没落で学生たちも社会主義への関心をもたざるをえない状況に追い込まれていた<sup>(10)</sup>。

国家の権力的教育介入の端的な表れが1899（明治32）年に創設された視学制度であった。各県には「県視学」及び「視学官」がおかれ、地方長官の指揮をうけて学事視察等の職務を掌った。県の初等教育の綱領、振興方針等も県・郡視学会議で決められた。大正年間のやや自由な社会環境のなかでも視学を通じた権力の介入は教育者にとって煩わしいものであったらしく、小学校長からは視学による教員人事について不満の声があがっていた。1919年の『山梨教育』誌上で山梨日々新聞記者は督学官制度（文部省）視学制度（県）は教育の官僚化、国家による教育統一主義の表れであると攻撃した<sup>(11)</sup>。

第一次大戦後の不況は山梨の農村をも例外とせず、米・繭をはじめとする農産物の収入は大戦当時に比べると半減したのに対して、肥料その他の物価は高騰し、いったん上がった生活水準は下げられず、労働力は都市にとられ、農村では昭和期まで慢性的不況が続くことになる。1919年には山梨県で小作争議が3件起こり、その後年々増加するようになった。農民組合も続々と結成された。

1929～30年の恐慌は農村を中心としていた。1929年から31年にかけて市町村財政は厳しい状況に陥り、第一次大戦終了後の時期をはるかに上回る苦難の時代が教員に訪れた。前の時期が薄給の悩みであるとする、今回は県市町村財政窮乏がもたらした身分上の苦難であった<sup>(12)</sup>。教員でさえこの状態であったとすれば、貧困層の状況はまことに悲惨を極めたであろうと想像するに難くない。

## (2) 初等教育

明治末から大正初期にかけて初等（基礎）教育の複線化論争があった。これについて、人材のリクルートという意味だけでなく、沢柳政太郎は「国柄」つまり国民精神の統一という観点からも単線型を支持するとした。こうした議論を背景に「上からの単線化」が決められたと勝田・中内は指摘している<sup>(13)</sup>。

国家の教化のねらいとは裏腹に、大正初年の山梨の初等教育では、なお未就学児

童、欠席児童対策が切実であった。県ならびに郡は出席方を督励したが、貧困のため労働力（子守、製紙・製糸業など）として児童を学校にやれない家庭が少なくなかった。尋常小学校の出席率は90%台に到達するかと思うと、また80%台に下がるという状態であった<sup>(14)</sup>。

この一方で、第一次世界大戦による好況もたらした「自由教育」という活性は山梨にも影響し、1917年に西山梨郡山城小学校で、東京高師教授の永井道明を招いて体操科の公開授業が行われている。この頃から県内でも教育革新の気運が動きだしたとされる<sup>(15)</sup>。大正デモクラシーのなかでさらに盛り上がった自由教育の提唱と運動は、1920（大正9）年奈良、千葉など各地の師範学校での実践が報道されて各地に波及し、山梨でも1921年に山梨師範付属小学校に自由学級が設けられ、公開授業や研究発表が盛んに行われた。この動きの頂点は1924（大正13）年河崎なつの文化学院、羽仁もと子の自由学園が設立された頃であった。しかし、その成果については当時かなり疑問の声もあり、『山梨県師範学校六十周年記念誌』によれば、「自由は放縦と誤られ、全く規律を無視し秩序を破壊するに至ってしまった。……更に痛嘆すべきは教師自身も、極めて放縦なる態度と、自儘なる振舞をなす者を生じた事である。かくして誤れる自由教育は非難攻撃の中に教育界から去ってしまった。」とある<sup>(16)</sup>。

新教育運動はアメリカのダルトンプラン（児童の自由な発動や創作能力を妨げている学校生活のあり方そのものを問い直す運動）の紹介やイギリスのエリート教育に範をとる運動などがやはりこの時期に頂点に達し、全国で自学自習の教育方法導入が試みられた。山梨県でも東山梨、東八代、西八代などの地区の小学校が活発な運動を展開していた。しかしながら、これらの運動は西欧の学説の直訳が多く、日本の土壌に根付いていったわけではない。しかし、このなかから昭和初年の地方性を生かした教育運動の準備をしたという意味は少なくない。この一方、前述のように、伝統的・国家主義的志向もつよかった。

『山梨教育百年史』第二巻に興味深い記事がある。父兄会・保護者会に関する記述である。これによると、明治年間には学校が地域文化活動の中心という認識はあっても、父兄や保護者が会組織を作って諸活動をするといった風潮はなかったが、大正期に入ってから、新しい教育思潮の影響や学校の呼びかけなどで次第に多くの保護者会や父兄会の成立が見られるようになった。本県の場合の嚆矢は長野県戸倉村の見学から示唆を受けた平等（ひらしな）村（現山梨市）教育会で、明治末年の誕生である。

甲府市では1914（大正3）年に春日小学校に「春日会」ができたのが最初とされる。父兄会・保護者会は学校と家庭の連絡・連携が当初の目的であったが、その会費や寄付金が次第に記念品費、図書費、消耗品費などにあてられるようになっていった。1924年秋、県下はもちろん、県外においても珍しい連合保護者会が甲府市で結成されている。これはその頃ようやく盛んになってきた活動写真映写機を各校で整えるのは無理なので、市内7校が共同出資で購入しようと各校の父兄有志が会合をもったことに端を発する。映写機購入は公共団体が整備して巡回するようになったので中止となったが、各保護者会相互の親睦と連携をはかり、連合事業を主催するという目的で「甲府市聯合保護者会」が成立している<sup>17)</sup>。

「父兄会や母姉会は、学校側からみると、児童教育を軸とした教育意図を保護者に伝える組織であり、また一面には長い間に培われてきた学校教育後援のための性格をもち、会の幹部も多くは学校所属地域の有力者になることが普通とされた。このような歴史的過程を経ながら戦時期を迎えるのである」<sup>18)</sup>。この記述は本県のその後の教育にとって重要な意味をもっている。この地域有力者である保護者と教育界とのつながりが戦後にも跡を残しているからである。

### (3) 中等教育

大正期の一時的好況は県内にも新中間層を増加させ、生涯の仕事のためにも、女性の場合は結婚・育児のためにも初等教育だけでは不十分という認識が普及した。これは伝統的閉鎖的農村共同体から開放的機能的社会である都市への人口移出が背景となっていた。このため、中等教育の試験倍率が上がる現象が生じた。これは具体的には甲府中学と甲府高女への集中という形をとり、1920年頃で前者は25%台、後者は35%程度の合格率であった。競争が激しくなるとそのための準備教育が行われ、これが平常の授業を歪めるといった批判が生じたことは、現代に共通する教育問題の一側面といえる。そこから、入試方法の改善が求められ、一定の学力を前提とした抽選や無試験入学といった提案がでていく。これはやがて水野錬太郎文相による入試全廃（1927年）につながる<sup>19)</sup>。これが曲折を経て、戦時期になって無試験になっていく経過は後に述べる通りである。

こうした中等教育熱を背景に、政府（とりわけ原敬内閣）の教育普及の政策に添って、中等教育機関が増設された。山梨県では1921（大正10）年の県会で女子師範学校

の東山梨郡への移転、2 中学（北巨摩、峡南）2 高女（中巨摩、郡内）の創設、東山梨実科高女、東八代郡立の蚕業学校、北巨摩郡立農業学校（峡北農学校）の県立移管が提案され、地域利害の対立等で難航したが、結局多少の修正で通過した<sup>20</sup>。東山梨実科高女は1917年に日下部村に郡立学校として設置することを認可されたもので、1922年には山梨県立第二高女と改称している<sup>21</sup>。なお、地方公共団体としての郡は1923年に廃止されている。中学は1922年に葎崎中学と身延中学が設置認可され、翌年4月から開校した。高等女学校では県立第二高女（1924年「山梨高等女学校」と改称）のほか、1923年4月には県立第三高女（巨摩高等女学校）県立第四高女（都留高等女学校）が開校している。この他、1917年に発足した谷村町立谷村実科高女は1926年に町立谷村高等女学校と改称している。1917年には工業教育振興を目的に甲府市立工芸学校も認可されている。当時、工業学校としては谷村に山梨県立工業学校（染織科）のみが存在していた。当初は市立工業徒弟学校として、従前の春日尋常小学校補習科に代わるものとして構想されたが、1917（大正6）年4月の文部省認可で、工芸学校と改称、小学校卒業者（12歳）を受け入れ、修業年限は当初3年であった。学科も、当初は指物科と挽物科だけであったが、翌年漆工科、1921年には建築科が増設された。これが後の甲府工業高校の基礎となった<sup>22</sup>。

中学校卒業者の進路は、1912年から1930年までのデータが『山梨教育百年史』第二巻に収載されている。これによると、1912（大正元）年の卒業者は118名であるが、1930（昭和5）年には484名と4倍に増えている。このうち半分以上が就職しているが、高等学校や専門学校への進学者はかなり増加している。ただし、高等学校進学者数は1928年に121人と前年の3倍に急増しながら、翌年は77人、1930年は46人と元に戻っている。これは世界恐慌の影響によるものだろうか。高等女学校については統計がない。これは卒業者は家庭に入るという当時の建前によるものではないかとされる<sup>23</sup>。

昭和期になってから県内で新設されたのは、県立では岳麓農工学校、町立あるいは組合立として市川高等女学校、岳麓高等女学校があげられる。県に移管されたのは、1927年の峡南農工学校と1931年の谷村高等女学校、そして戦時下の1941年の甲府工業学校、1944年の身延高等女学校がある。岳麓農工学校の新設については、1928年に設立認可を得ながら、富士吉田地域と谷村地域の争いになり、紛糾のすえに1938年に現在の吉田高校の場所に開校した<sup>24</sup>。

#### (4) 郷土教育

郷土教育は明治年間にもドイツの Heimat Kunde の日本版として試みられたが、新しい意義と課題を担って登場したのは大正期新教育運動と、とりわけ昭和初期の農村教育においてであった<sup>25)</sup>。

山梨県では明治以来郷土の素材を教授において積極的に活用してきたが、大正の新教育運動のなかで郷土教育が新たな意義を与えられてきた。そこでは生活経験に直結した教育という教授法のレベル以外に、郷土科独立といった教科構造論あるいは郷土愛育成といった倫理的社会的意義を求めるものなど、さまざまな理論がみられた。さらに、昭和期に入ると、地誌的な郷土資料集が編集・発行されるようになる<sup>26)</sup>。

各種の新教育が時勢の変化や当局の監視で鳴りを静めたなかで、1929年からひとり振るったのは郷土教育であった。この理由としては、小作争議の続発で人心の荒廃した農村を善導する、経済恐慌で疲弊している各地の自力更生を計る、抽象的・観念的理想主義から具体的・現実的な生活環境に即した教育を行う、郷土愛・祖国愛の高揚を期す、の4点が挙げられている。山梨県でも男女師範学校が協力して研究を進め、その成果は1936年に「総合郷土研究 山梨県」としてまとめられた<sup>27)</sup>。

1930年前後に主張が明確となってきた郷土教育は、農村の不況にぶつかった教育の破綻をなんとかしたいという若い教育者のなかから出てきた動きであった<sup>28)</sup>。郷土教材の発掘の努力は国定教科書万能の伝統を打破し、子どもと生活環境とのあいだの生き生きした交渉を生んでいった。こうした現場の努力と小田内通敏（彼は文部省嘱託の地理学者で、山梨師範学校にもしばしばやってきて強い影響を与えた<sup>29)</sup>等の「郷土科学」者達の唱導に刺激されて、文部省は1927年に全国小学校における郷土教育の実態調査を行い、1930年と31年には各府県師範学校に郷土研究施設費を交付して郷土教育の振興を図った。浜口内閣の緊縮財政政策下にあって、いかに少額とはいえ、この種の補助金が支出されたのは異例のことであり、農村の困窮と農村教育の行きづまりがいかに政府当局を脅していたかがわかる<sup>30)</sup>。しかし、郷土教育はやがて二つの方向、つまり、神聖な伝統に結びつく「復古的」な方向と、新しい教育の環境を作り出す「進歩的」な方向に分化していく<sup>31)</sup>。そして、政府の指導により、郷土教育はファシズムに傾斜した「新教育」に変質して行くのである<sup>32)</sup>。この時期に山梨師範学校刊行物に次のような主張がある。「我国教育の基調を為すものは郷土教育でなくてはな

らぬ。徒らに欧米の教育思潮を追ふべきではない。ほんとに日本教育・日本精神の涵養をなすには、日本精神を潜在している郷土精神の涵養を目的とする郷土教育を基調とすべきである。教育の基調は具体的に求むべきで、抽象的に求むべきではない。郷土精神即ち日本精神であり、郷土教育即ち日本教育・国民教育と考ふべきである……」<sup>33)</sup>。具体的に教育主題を求める郷土教育が「日本精神」というファシズムに汚染された論理にからめとられていく経過がうかがわれる文章である。地域の風土や歴史的文化的遺産の再評価がしばしばこうした偏向したナショナリズムと結びつくことがあるのは、例えば、飛鳥保存問題<sup>34)</sup>と共通の根をもつものであろう。

## (5) 勤労青少年の教育

### A 実業補習学校の振興策

明治末年に発足した実業補習学校は大正期に入って一層の振興策が進められた。1912(大正元)年には全国で7,386校、生徒数は346,767人であったが、1920年には14,232校、生徒数996,090人に達した。その主たるものは農業補習学校で、工業や商業はあまり増えていない。1920年に実業補習学校規程が改正され、目的が「実業補習学校八小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スル者ニ対シテ、職業ニ関スル知識技能ヲ授ケルト共ニ、国民生活ニ須要ナル教育ヲナス」と、職業教育と公民教育の両方にあることが明確にされた。修学期間は前期2年、後期2～3年であった。実業補習学校や後述する青年訓練所、そして一部義務化まで進んだ青年学校に国が力を注いだのは、青年教育が国家による国民教化体制の要であったためである。宮坂広作がいうように、小学校教育 補習教育(青年団) 軍隊教育 在郷軍人会(教化団体)という体制整備は大正・昭和前期を通じての国の大きな課題であり、財政状況が悪く、とくに1929年恐慌以来の経済混乱と1931年以降の15年戦争の中でこれを推進した第一の理由であった<sup>35)</sup>。

山梨県内でも公立農業補習学校数は1912(大正元)年の179校から1920年には210校になり、生徒数も7,578人から14,524人へとほぼ倍増している。しかし、その他の補習学校は発達せず、農業補習学校の就学率も50%を越すのがやっとであった。昼間は仕事をし、夜間に通学すること自体が農閑期を除けば大変であったうえ、そこにおける教育の実態も、教員の不足(多くは小学校教員の兼務であった)、教科書の質量両面の不十分、設備の問題(多くは小学校施設を利用してしたが、厳冬期の夜間に授業



をする用意はなかった)など、多くの問題をかかえていた<sup>36)</sup>。

農業補習学校以外に、工業及び商業の補習学校が甲府市を中心に若干あったが、いずれも尋常小学校に併設される形であった。この他、私立の農業補習学校が中巨摩郡を中心に大正前期にあったが、公立の補習学校が設置されると次第に廃止され、1921年には姿を消している<sup>37)</sup>。

## B 青年訓練所の創設

実業補習学校は12歳から16～7歳までの教育にあたったが、それ以後入営までの期間の青年を組織的教育に組み入れる必要から、1926(大正15)年4月に青年訓練所令が制定され、設立当時全国に15,580所におかれ、訓練生891,550人が訓練を受けていた。この多くは実業補習学校と併置され、主事は小学校の校長ないし教頭、訓練は主として在郷軍人が行っていた。たてまえとしては国民・公民としての資質向上がうたわれていたが、真の狙いは国家主義思想の教化と軍事教練にあった。橋口菊は青年訓練所を端的に「青年軍事訓練のための新たな公的機関」と断定している。学年は毎年1月に始まり、地域の事情で通年制ないし季節制がとられた。訓練は早朝ないし夜間が多く、1年間の訓練時間の最低基準は、修身及び公民科25時間、普通科(国語、数学、歴史、地理、理科)50時間、職業科25時間、教練100時間とされていた<sup>38)</sup>。甲府市の教練では年1回、軍部から派遣された佐官級将校が合同査閲を行うことになっており、閲兵分列が行われた。青年訓練所についてとくに配慮されたのが青年団との連携である。山梨県が公示した「青年訓練の要旨及び実施上の注意事項のなかで、「青年訓練を受ける者の多数は青年団員であるので、本施設は青年団の修養機関の一つとして、相互の連絡を密接ならしめ、両者の円滑なる調和的發展を期すべし」といわれている<sup>39)</sup>。

## (6) 教員養成

師範学校の根拠になっていたのは1907(明治40)年の師範学校規程であったが、大正、昭和前期中にも何度かの制度改正が行われた。当初は高等小学校2年卒業者に1年の予備科教育があり、高等小学校3年卒及び予備科卒が進む本科1部は4年、中学校ないし高等女学校卒業者が進む本科2部は、男子は1年、女子は1年ないし2年であった。やがて、1925年の規程改正で、高等小学校2年卒で入学して本科1部5年と

いう原則に統一され、義務教育年限延長に対応するために専攻科1年が設置された<sup>40)</sup>。1931年の規程改正で、本科2部は2年になった。

山梨県の師範学校では、まず、1914年11月に相川村に新設移転したばかりの師範学校校舎が火事で焼失するという事件があった。これについては直ちに県が補正予算に再建費を計上し、1916年には再建がなった<sup>41)</sup>。大正中期には師範学校生の寮生活が問題になった。師範学校は原則として全寮制であり、ここが訓育の中心となっていた。寮生は上級下級の別が厳重で、舎監は上級生を通じて起床、点呼、清掃、食事、自習、消灯を一斉に行わせ、あたかも軍隊のような生活が行われた。いわゆる「師範タイプ」の形成にはこうしたシステムが貢献したとされる<sup>42)</sup>。この師範学校の寮生活にも大正デモクラシーの影響があったようで、『山梨県師範学校六十周年記念誌』では、寄宿舎廃止論などが出てきた風潮を嘆いている。全寮制原則は1920年からの第1部、1925年からの第2部(中等学校から入学)生徒急増で狭隘となり、便法的に通学制が一部採用されるようになった<sup>43)</sup>。

次に問題になったのは、師範学校女子部の分離独立とその東山梨への移転であった。大正後期になると全国で師範学校を男女合同にしている府県は少数になっていた。山梨県は1921年の議会に女子部の独立を提案し、これを郡立から県立に移行させる予定の東山梨郡立高等女学校に併置する計画であることを明らかにした。これについて反対の甲府市民大会が開かれるまでに反対運動が激化し、一方では塩山と加納岩が誘致で争うなど、県政をゆさぶる問題となった。結局、反対議員退場のなかで、1カ年延期の条件付きで原案可決となったが、唯一校の女子師範学校を県都甲府ではない場所に移した政策には後まで批判が続いた<sup>44)</sup>。

前述のように、1925年の規程改正で専攻科が設置されたが、山梨県では1921年からこれに相当する研究科があり、10名内外の履修者がいた。1926年に充足した専攻科には一時40名を越える履修者がいたが、特別の資格が得られるわけではなく、採用側でも俸給が高く歓迎しない空気があり、その後は15名までという小規模になっていった<sup>45)</sup>。

師範学校教育では軍事教育がますます重要視されるようになり、山梨の場合は歩兵第49連隊兵営における1週間の軍事講習と富士山麓の陸軍野営廠舎における2週間にわたる軍事講習が恒例行事となっていた。

別項でみるように、大正中期の好況期に民間の給与水準が上がったのに対して、教

員の給与は低いままに抑えられていた。そのため、概説でみたように、教員志望者は減り続け、結果的に正教員不足の状況が大正後期に著しくなってきた。不足する教員は代用教員あるいは准教員で補充されたのであるが、1919年で正教員の比率が60%程度で、これが80%を越えるのは昭和に入ってからである。そのため、県は1921年に師範学校第1部男子部を1クラス増やす、1923年には6ヵ月間の尋常小学校本科正教員臨時養成所を師範学校に設ける、そして1925年には都留と峡南に臨時教員養成所を設置するなどの緊急対策に追われた。ところが、1923年の関東大震災や1929年恐慌以降は市町村財政が逼迫し、給与の高い正教員より、経費の節減できる代用教員や准教員で間に合わせる動きが一般化し、師範学校卒業者の配置にも困難が生ずる事態となった<sup>46)</sup>。こうしたことから、師範学校の定員は昭和期に入ってから逆に減らされていくことになる。例えば、1925（大正14）年の本科定員は男女合わせて240名であったのが、1933（昭和8）年には合計90名と大幅な減員になっている<sup>47)</sup>。

#### (7) 教員の状況及び教員団体の動向

##### A 教員の窮乏

概説でみたように、大正前期における教員の待遇は悲惨であった。これは第一次世界大戦による好況のなかでも変わらなかった。1919年10月の山梨教育会機関誌『山梨教育』に山梨日々新聞記者が「小学校教員補充問題」と題して寄せている論考では、「教員の欠乏、師範入学者激減の理由が、教員待遇が他に比して甚だしく菲薄であり又物価昂騰に伴はない事実によ由する事は明白である」とし、「……小学校卒業程度の電車々掌が初任給40円を得、大工左官が五六十円の月収を得つつあるに拘らず高等の小学校卒業後4年若くは5年の師範教育を受けた小学校正教員の平均月俸が均々30円内外であるのは決して分配の公平を得るものと云う事は出来ない。……」と続けている<sup>48)</sup>。この状況は義務教育費国庫負担が制度化された後もあまり変わらず、1921年甲府市で開かれた第17回関東聯合教育会では小学校教員給与の全額国庫負担が建議され、代議士を歴訪したり、新聞雑誌の力を借りるなど実現に動いている<sup>49)</sup>。

##### B 県小学校長会の発足

全教員を基礎とする教育会の活動に対して、これを活気に欠けるものとし、より特色をもって教育界に活気をもたらそうとする動きがいくつかあった。大正期に入って

から、東山梨郡の教員有志による斯道会、東八代郡でも同じ頃斯友会が結成されていた。これがやがて相互に連絡をとり、全県的に活動を広げようと1919（大正8）年に発足したのが山梨教育黎明会である。時期的には第一次世界大戦後の好景気にあおられ、教員の待遇が悲惨を極めていた危機感を背景とする<sup>50</sup>。黎明会主催の第1回教育大会は1919年2月に200余名参加で盛会であったが、第2回教育大会は21名しか集まらない惨状で、この会は姿を消していった。しかしこの動きは教育の中心的地位にいる校長に刺激を与え、1920年に山梨県小学校長協議会が誕生し、曲折の末に1931年に行政の組織とは別に、県下教育界の行詰まりを打開し、教育の振興を図るために県小学校長会の発足をみたのである<sup>51</sup>。

#### (8) 社会教育

明治末年の大逆事件を契機として社会主義対策 = 思想善導のため設けられた通俗教育調査委員会は1913（大正2）年に経費節減のために廃止されたが、1911年に文部省の発した「通俗教育施設事項に関する件」に基づいて地方における社会教育が活発になり、帝国教育会及び各県の教育会もこれに取り組むようになった。概説で取り上げた1917年の臨時教育会議は「通俗教育の改善」についても審議を行い、通俗教育調査会の設置、文部省に主任官を設置、地方団体および教育会等公益団体の協力と地方主任者の設置等11項目を答申している<sup>52</sup>。これに基づいて1920年には各地方の学務課内に社会教育事務担当者である社会教育主事を置くように各地方長官あて通達が出された。1921年には従来「通俗教育」と呼んできた語を「社会教育」と呼ぶことになった<sup>53</sup>。山梨県でも1920年には学務課内に社会教育担当主任がおかれ、1925（大正14）年12月からは専任の社会教育主事がおかれることになった。1926年には学務課が独立するとともに、社会教育課が設置された。さらに、1932（昭和7）年4月には市町村に社会教育委員を置くように勧奨された<sup>54</sup>。

大正期の県内の社会教育活動は、主として教育会の主導で行われていた。1914年に県が文部省に送った報告書によると、各郡市で行われた通俗教育講演会は平均年間10回以上、講演の他に余興として幻灯、蓄音機、理科実験が付記されている。昭和初期になるとこれは教化総動員運動の一環として位置づけられ、農閑期の夜間に行われた<sup>55</sup>。1929年には文部省に社会教育局が設置され、農村や勤労青年を主たる対象に教化総動員の色彩を一層深めていった<sup>56</sup>。

## 《注》

- (1) 宮坂広作「天皇制教育体制の確立と社会教育」碓井正久編『日本社会教育発達史』(亜紀書房・1980、引用は『宮坂広作著作集1・近代日本の社会教育』(明石書店・1994) 37～8頁による)。
- (2) 玉城肇『日本教育発達史』(三一書房・1956) 85～89頁。
- (3) 同・91～95頁。
- (4) 山梨県教育委員会編『山梨教育百年史』第2巻(大正・昭和前期編、1979、以下では『山梨教育百年史』と略す) 34頁。
- (5) 玉城・前掲書、99～100頁。
- (6) 『山梨教育百年史』 22～24頁。
- (7) 玉城・前掲書、103～4頁。
- (8) 宮坂広作「天皇制教育体制の動揺と再編」宮原誠一編『教育史』(日本現代史体系、東洋経済新報社・1963年) 218頁
- (9) 同・219頁。
- (10) 『山梨教育百年史』 8～9頁。
- (11) 同・31～33頁。
- (12) 玉城・前掲書、161頁以下。
- (13) 勝田守一・中内敏夫『日本の学校』(岩波新書、1964) 86～89頁。
- (14) 『山梨教育百年史』 154～163頁。
- (15) 同・17頁。
- (16) 同・19～21頁、87～8頁。
- (17) 同・207～216頁。
- (18) 同・216～7頁。
- (19) 同・183～4頁。
- (20) 同・8～10頁。
- (21) 清水小太郎『山梨近代教育史』(1987) 211～217頁。
- (22) 同・218～223頁、山梨県立甲府工業高等学校同窓会『甲工物語』(1998) 32頁以下。
- (23) 『山梨教育百年史』 365～367頁。
- (24) 同・1021～1024頁。
- (25) 宮坂広作「日本ファシズムの教育体制」宮原誠一編『教育史』前掲注(8)276頁。
- (26) 『山梨教育百年史』 581頁。
- (27) 同・28～9頁。
- (28) 玉城・前掲書、172頁。

- 29) 『山梨教育百年史』 1211頁。
- 30) 宮坂広作「日本ファシズムの教育体制」(注25) 276～7頁。
- 31) 玉城・前掲書、172～3頁。
- 32) 宮坂広作「日本ファシズムの教育体制」(注25) 277～8頁。
- 33) 『山梨教育百年史』 1209～10頁。
- 34) 椎名慎太郎『歴史を保存する』(講談社・1983) 74～78頁。
- 35) 宮坂広作「天皇制教育体制の動揺と再編」注(8)245～247頁。
- 36) 『山梨教育百年史』 377～385頁。
- 37) 同・413～16頁。
- 38) 橋口「総力戦体制と青年期教育の軍事的再編」『講座日本教育史4・現代 / 現代、第一法規・1984)
- 39) 『山梨教育百年史』 419～428頁。
- 40) 松本賢治・鈴木博雄『原典近代教育史』(福村出版・1962) 141～146頁。
- 41) 『山梨教育百年史』 536～7頁。
- 42) 松本賢治・鈴木博雄・前掲書142～3頁。
- 43) 『山梨教育百年史』 543～4頁。
- 44) 同・544～46頁。
- 45) 同・549～553頁。
- 46) 同・1284頁。
- 47) 同・594頁。
- 48) 同・630～31頁。
- 49) 同・633頁。
- 50) 同・648～651頁。
- 51) 同・652～57頁。
- 52) 宮坂「天皇制教育の動揺と再編」注(8)245～6頁。
- 53) 『山梨教育百年史』 701～2頁。J. E. トーマス著、藤岡貞彦・島田修一訳『日本社会教育小史』(青木書店・1991) 48～51頁。
- 54) 『山梨教育百年史』 30～31頁、702頁。
- 55) 同・702～711頁。
- 56) 玉城・前掲書、174～5頁。

## 5 戦時体制下の教育

### (1) 概 説

1931年の満州事変（柳条湖事件）から日本は長い戦時体制に入って行く。1934～5年に鉱工業生産は活性化するが、農村経済は相変わらず深刻で、特に、養蚕に依存していて食糧自給ができない山梨は悲惨であった。1932年の文部省調査によると農漁村の欠食児童数は20万を越え、山梨でも4,000人を越えていた<sup>(1)</sup>。1932年の5・15事件及び1936年の2・26事件を通じて軍部の実力行使を背景とした発言力が強くなり、1937年蘆溝橋事件からさらに軍国主義色濃厚となった。軍需産業の肥大と民生産業の圧迫、軍事面への動員による労働力の不足によって国民生活は不自由の度を加え、これを政府や軍への批判にさせないばかりか、かえって国民を戦争協力体制に引き込むための思想統制と国民精神総動員が行われた。あらゆる組織・資源が侵略戦争に向けられた。教育はこの犠牲となり、またある意味ではこの国全体を巻き込んだ迷妄の先兵の役割さえはたしたともいえる。

ファシズム教育の思想統制は左翼思想だけでなく、自由主義、個人主義、民主主義などあらゆる外来思想を批判の対象とし、偏狭独善の国家論の立場から「国体明徴論」が正統な価値観として権威づけられた。文部省教学局（1932年に思想局を廃止して設置された）編集の『国体の本義』及び『臣民の道』はこれを明確に主張し、これに沿って教育を進めようとしたものである。1941年以降の国民学校令等に教育の目的としてかけられる「皇国の道」はこうした独善的理論に基づくものである<sup>(2)</sup>。1937年の教育審議会はこうした理論を背景に、教育体制と内容の全面的改革を提言し、かなりのものが制度化された。その本意は小学校を国民学校と改称して「皇国の道」を示したように、教育の内容、編制、方法、教員の組織・待遇までも改めて、日本独特の「全体主義」的な教育体制をつくりあげようとするものであった<sup>(3)</sup>。しかしながら、義務教育8年制（制度化されただけで実現せず）、青年学校義務制、師範学校の専門学校レベルへの引き上げなど、この当時の制度改革がある意味では戦後の新教育制度へつながったものもある。

この時期の天皇制ファシズム教育体制内に「教育目的・内容における極端な反動化・非合理化とともに、教育内容の配列や方法における近代化 新教育との表面的な

類似 といった、奇妙な交錯現象がみられる」という指摘がある<sup>(4)</sup>ことに注目する必要がある。例えば、地理では「郷土ノ観察」が出发点となり、「児童の精神発達の程度に即応して」「生活に即して理解させること」から、わが国土 東亜 世界というように学年の進行にしたがって同心円的に認識を拡大させ、とくに「自然ト生活」（自然と文化）の相関関係を認識させることを重視している。もっとも、この「新教育」色は所詮摘み食いのなものにとどまるしかなく、結局これも皇民意識をうえつける手段でしかなかったというのが宮坂の結論であるが<sup>(5)</sup>。

山梨でも思想統制が猛威をふるい、1932年11月いわゆる赤化教員として8名が検挙されて県民にショックを与えた。労働力の不足を補うために学生・生徒の修業年限短縮や勤労奉仕時間の拡大が行われ、戦争が本土にまで及ぶようになると、中学生以上は教育がほとんど出来ない、常時勤労状態に追い込まれていった。一方、1944年から戦火を逃れるため及び戦争動員に邪魔な子どもを親から切り離すために学童疎開が行われ、山梨にも東京の麹町区、目黒区、四谷区などから疎開児童がやってきて、不自由な集団生活を強いられた。その数は児童数6,298人、職備員943人と記されている<sup>(6)</sup>。

やがて、日本の敗色は濃厚となり、1945年8月、あしかけ15年に及ぶ戦争は侵略地各国民と日本国民の多大な犠牲を残して終わった。

## (2) 初等教育

日中戦争が激化するなかで、1938年から満蒙開拓青少年義勇軍の送出一開始された。少年期から満州（中国東北部）に渡って農業で心身の鍛練に励み、成長後に満蒙開拓の中心となるという構想であった。県内でも積極的にこれに協力し、高等小学校2年生を勧誘説得して応募させた。応募した少年たちは茨城県内原の訓練所で3ヵ月の教育即開拓、警備即教練という基礎訓練を受けた後に中国大陸に送り込まれた<sup>(7)</sup>。賑やかな壮行式で送られた少年たちが敗戦とともにどんな苦難にであったかは自明である。玉諸小学校百年誌に収められた「帰らない少年」という一文には、出発の朝皆の前で「わたしは満州に渡ったならば、もう二度と内地へ帰りません」といい切った高小2年の雨宮少年のことが記されている。「戦争が終って多くの日本人が引上げてきた。だが少年の姿は彼のことばのように、私たちの前にあらわれなかった<sup>(8)</sup>」。この結びは戦時教育体制とこれを支えた時代風潮の残酷さを余すことなく伝えている。



1941年に小学校が「国民学校」と改称された。国民学校は「皇国の道に則る」ことを目的とし、単なる看板の掛けかえではなく、教育の内容、編制、方法、教員の組織・待遇までを改めて日本独特の全体主義に塗り替えようとするものであった<sup>9)</sup>。

1944年からは概説で述べたように学童疎開が始まり、これ以外にも家族とともに縁故を頼って山梨に避災する児童もあり、1943年と比べると1945年には県内児童は10万から12万人へと増えている<sup>10)</sup>。

1945年7月6日夜半、甲府は大規模な空襲をうけ、市内の戸数の3分の2は被災した。琢美小はじめ7校が全焼、一部焼失2校と教育施設も被害をうけ、被災者が校舎に避難したために戦後しばらくの時期まで教育に甚大な影響があった<sup>11)</sup>。

### (3) 中等教育

15年戦争が開始し、時局が緊迫するなかで、中等学校への入試競争が再び問題になっていた。1937年1月の山梨日日新聞記事によると、入試準備教育を止めさせようとする県と、入試があるかぎり準備教育はなくなるとする小学校側の対立が伝えられている。同年7月、文部省は中学入試に筆記試験を加える場合にはなるべく1教科にするようにとの次官通牒を発しているが、同12月に小学校長及び中学校長に送られた「山梨県中等学校入学者選抜方法」の通達では筆記試験は2教科方式とし、身体検査及び人物考査を重視して、適格者多数の場合は抽選による方針を示している。しかし、この問題は戦争激化の中で試験廃止が国の方針となり、1940年からは内申書、体力テスト、人物考査の三者の総合による選抜に変えられた。筆記試験廃止は1928年にも試みられたが、この時は不徹底に終わっていた。この変更は戦時体制が強まるなかで、試験勉強に精力を消耗させることは無用であり、今や体力や運動能力が重要であるという時流に支えられていた<sup>12)</sup>。

戦時体制強化とともに、1943年には中等学校の修業年限が5年から4年に短縮され、教育内容も臨戦体制にあわせて、実質が失われていった。さらに、戦力増強のために商業系学校は不要として、1944年に甲府商業学校は生徒募集停止となり、在校生は甲府工業に併設された臨時工員養成所で機械技能を習得させられている。谷村工学校の商業科も1944年3月に募集停止となり、県立谷村工業学校と改称された<sup>13)</sup>。

中等教育の軍国主義化は大正末年から著しくなり、陸軍の現役将校が配属されて、各個教練・部隊教練・射撃・指揮法・陣中勤務・旗信号・距離測量・測図・軍事講

話・戦史などの科目が行われ、戦時体制になると一層強化された。教練の時間数は次第に増加されたが、これを欠席すると教練の成績が下がり、これが即兵役上の特典に影響するため、欠席者は病気の者を除けば皆無であったという<sup>14)</sup>。

#### (4) 青年学校の義務制実施へ

前述のように、大正末年に発足した青年訓練所は義務教育と徴兵年令の空隙を埋める軍事的目的が強かったが、実業補習学校との重複の懸念があり、早くから両者の統合の気運があった。例えば、1931年に相生小学校で行われた第7回関東聯合教育会では、千葉県より「速二実業補習学校ト青年訓練所トヲ統合セラレンコトヲ其ノ筋二建議スルノ件」が提出され、山梨県も「実業補習学校ト青年訓練所トヲ統一シテ義務制トセラレンコトヲ其ノ筋二建議スルノ件」を議案として出している。この背景には生徒の二重学籍、経費の二重負担、二重の教員負担が市町村財政にとって深刻な問題であったことがある<sup>15)</sup>。

青年学校は以上のような経緯をうけて、1926年に設置された青年訓練所と在来の実業補習学校を統合するものとして1935年に制度化されたもので、小学校卒業者が学ぶ2年間の普通科と、高等小学校卒ないし青年学校普通科修了者が学ぶ本科（男子5年、女子3年が原則）とがあり、最長で7年間、19歳まで教育を受けるものであった<sup>16)</sup>。

義務制の方針はすでに1938年初め頃に政府が決定していたことであった。教育審議会が提出した「青年学校教育義務制に関する答申」では義務制が必要な理由として、（イ）国体の本義にもとづき。青年の心身を鍛練する、（ロ）産業の振興、地方の開発に寄与させる、（ハ）国防の根底をつくりあげる、という3点が挙げられていた。1939年実施後、町や村、一定の規模をもった工場などに続々と青年学校が設立された。1940年には公立青年学校の数は16 630校、私立は2 275校、生徒数総計196万人余に及んだ。そこで教えられた内容は、修身及び公民科、普通学科、職業科、訓練の4分野に分かれていた。授業時間も年間千時間を越えるものがあったとされる。この時間数は中学校や実業学校に匹敵する<sup>17)</sup>。このうちの「訓練」は体操と軍事教練が主で、修身とともに、青年学校義務化のねらいの本音が伺われる。

## (5) 教員養成

戦時体制が強化されると師範学校の教育内容の軍国主義化はさらに強まり、生徒たちはさまざまな軍事的行事に参加させられるようになる。山梨師範の1936年入学者の生徒手帳から一部を拾うと、軍旗祭参列、招魂堂参拝、満州派遣軍見送り、教練査閲、中等学校連合演習、耐寒行軍、満州問題講演、南京陥落提灯行列、戦死者遺骨199柱出迎え、勤労報国隊樹立式、防空演習などが記されている。大陸進出者の子弟教育と興亜教育振興のために、1929年に1度だけ実施された満鮮旅行が1936年に実施され、1939年には青年学校教員養成所の生徒が興亜青年勤労報国隊に加わって茨城県内原での1週間の訓練の後満州に渡り、勤労奉仕として現地での農業体験をしている。1941年には女子師範学校でも女子青年学校教員養成所及び高等女学校と一緒に「報国隊」が編制され、「隊の総力を結集して適時出勤要務に服する」こととなった<sup>(18)</sup>。

1941年から国民学校制度発足で義務教育年限が延長されるのに先立って、1940年から1941年にかけて現職教員の再教育が各師範学校で行われた。

概説で述べたように1937年の教育審議会が師範学校のレベルを専門学校にする答申をしていたが、1943年にこれを実施に移すため、師範学校令改正が行われた。その要点は以下の通りである。師範学校の目的が「皇国ノ道」にもとづく国民学校教員養成と規定された、中等学校卒業を入学資格とし、修業年限3年としたこと、別に、国民学校高等科卒業者のために予科2年をおいたこと、師範学校を官立に移管したこと、教科書を国定制度にきりかえたこと<sup>(19)</sup>。翌年には青年学校教員養成所が青年師範学校と師範学校にならぶ専門学校に引き上げられた<sup>(20)</sup>。山梨では1936年に青年学校教員養成所を師範学校内に併設していたが、これがそのまま青年師範学校になった。

師範学校のレベル・アップは戦後の大学における教員養成につながる意味をもっていたが、実際には疎開児童の増加や不況期の定員削減、召集応召もあって教員不足が大きな問題になっていた。県は1941年に都留中学校内に臨時教員養成所を復活させ、1944年には身延中学校に同様の県立臨時教員養成所を設けた。

県立山梨師範学校及び女子師範学校はこの官立化措置によって国に移管されたのであるが、土地建物等の財産の移管が完全に終了したのは終戦後の1948年であった<sup>(21)</sup>。

## (6) 教員及び教員団体の動向

### A 教員給与の動向

1930年代に入っても、山梨の市町村財政は義務教育の負担にあえぎ、1学級の児童数が7・80人に達するところもある状態で、教員の俸給未払いも依然として続いていた。1931年に師範学校をでて県内小学校教員（訓導）になったA氏によると、財政難のため文部省からの補助金を別の用途に費消してしまうことさえあったという<sup>22)</sup>。

代用教員を減らし、正教員を充実することが山梨県の永年の課題であったが、1930年以降の不況期には俸給の高い正教員を整理して教育費を節約することが行われ、給与の引下も行われた<sup>23)</sup>。

教育財政の問題が解決されたのは1940年になってからで、3月に義務教育費国庫負担法が成立、国庫負担・国庫補助に代わって、配布税（還付税・地方分与税）が義務教育費にあてられることになり、また、市町村教員俸給は府県負担となり、国庫負担も定率の二分の一となった<sup>24)</sup>。

### B 教育会の活動

教員団体としては山梨教育会が明治以来かなり活発に活動し、機関誌の発行、実業補習学校用教科書の編纂、研究調査活動などを行っている。これに関連する団体として、大正中期の経済的窮地に追い込まれた教員が積み立てによって互助救済の道を求め、1922年、県教育会創立40周年記念事業の一つとして教員互助会設立を決定、1923年1月に発足している<sup>25)</sup>。

1932年には教育会館が建設された。これは1928年の御大典記念事業として教育参考館の計画があったが、折からの経済不況で延期されていたのを、たまたま県公会堂機山館を無償で交付されることになり、1932年にこれを県庁構内に移転改築して教育会館とし、一部を教育参考館としたものである。しかし、1938年2月の火災で類焼し、わずか5年余りでなくなってしまった<sup>26)</sup>。

1926年には教育会の会則を大改正し、名称も山梨県教育会と改めた。改正会則によると、会の目的は 教育上の調査研究、 教育に関する建議、決議又は意見の開陳、 教育上必要な図書編纂、 教育上必要な器具機械の製作、 講演会、講習会又は

展覧会の開催、図書館の経営、教育に関する雑誌の発刊、などが挙げられており、会員資格は「本県内ニ於テ教育ニ従事スル者又ハ従事シタル者、本会ノ趣旨ニ賛成シ会員二名以上ノ紹介アルモノ」となっている<sup>27)</sup>。

山梨県教育会の活動は1936年あたりまでは従前と変わらないが、その後「銃後活動」に取り組むようになり、「国体観念ノ明徴ト日本精神ノ発揚」といった言葉がしばしば会の決議や答申におどるようになる。

ここで注目したいのは教育会が中心になって1930年代後半に郷土博物館建設の動きがあったことである。郷土教育・郷土研究の盛行と愛国心の盛り上がりから醸成されたものだといわれる。教育会は1936年5月の総会でこれを決議し、1940年完成を目標にした。経費は15万円で小学生徒（尋常科3銭、高等科5銭）教職員（月給の百分の一を12ヵ月）の醵金を中心に、一般の寄付と県の補助を受けていこうというもので、会員を中心に醵金が集まっていた。ところが上述のように1938年に教育会館が焼失してしまった。ここで状況がかわり、論議のすえ醵金は教育会館再建に向けられることになった。そして、今の県民会館の東半分にあたる土地だけ購入して終戦を迎えることになる<sup>28)</sup>。これが今日の教育会館の基礎となったことは第二次世界大戦後の部分でふれる。

## (7) 社会教育

国民全体の教化に関連する動きとしておさえておく必要があるのは、1937年の国民精神総動員運動開始と1941年の社会教育に関する教育審議会答申である。ここで文部省が注目したのは民間の常会（部落常会）活動である。文部省はこの組織の普及に努めるとともに、1940年には全国の社会教育主事を対象とする常会指導者講習会を開催するなど、もともとは地域の自主的組織を教化総動員体制にとりこむ方向をはっきりと打ち出している。

山梨県ではすでに県教育会が、1932年に設置された社会教育調査部（従来の通俗教育部を改組、充実を図ったもの）による「本県社会教育振興に関する調査」を行っているが、これが提唱する振興策の中には、郷土全一運動が掲げられ、その方法においては部落常会を毎月開催し、より効果を上げるには「戸主、主婦、壮年男女青年等別に又は合同して部落常会を開き反省協議を重ねて実行にまい進すること」、さらに、定例日を設け、区長・組長があっせん司会を行い、必要に応じて神職、宗教家、実業

家、官公吏等の出席を求め、出席簿記録簿を備える等細かに提言を行っている<sup>29)</sup>。

これは山梨だけの提案ではなく、全国に流された指示を文章化したのではないかと推測される。鳥越皓之は現在の東京都府中市の一部である西府村（1899年の町村制施行で誕生した行政村）の事例研究において、次のように述べている。昭和に入る頃になると、上級行政機関からの依頼による自治会調査の件数が目立って増えてくるのが役場文書からも察知できる。……これは東京府自らが自主的に調査をはじめたものではなく、東京府から西府村に向けた調査依頼書面に「内務省地方局長ヨリ紹介ノ次第有之候」とあることから知られるごとく、国政と深くかかわったところでなされている調査である。そして、この理由は国家による経済面、政治面の統制強化の必要から、「従来、等閑視あるいはときには否定的に扱われてきた部落会町内会が、次第にクローズアップされてくる。それはおそらく旧慣を積極的に再構成することが、統制上きわめて有意義であろうと考えたときの為政者の自覚にもとづくものであろう」という<sup>30)</sup>。そして、1941年に各部落会は「西府村 部落会」と称するように規定され、会長及び副会長は村長の選任となる<sup>31)</sup>。これは自主組織の部落会が行政組織の末端に組み込まれたことを意味する。さらに、部落常会の内容としては、配給や資源の回収・供出関係の協議・報告、国民貯蓄・国債消化の申し合わせ、そして時局講演会開催予告、更正体操隣組二実施ノ件など、非常に戦時色の強いものもある。注目すべきは、部落常会の連合組織である村常会が上部団体として行政にきっちり組み込まれていたことである<sup>32)</sup>。ただし、部落会は「まったくの行政補助組織であったのではなく、一定程度の自立した活動をしていた事実」を鳥越は強調している<sup>33)</sup>。こうした地域自主組織の形成過程は全国でも多様であり、しかも、どこかに自主性を残していたからこそ、一層国民教化の末端組織として有効であったともいえるのではなからうか。

当時の政府中枢機関のひとつであった企画院の調査官鈴木嘉一は『隣組と常会』のなかで政府は大正大震災後の勤儉奨励運動、昭和3、4年頃の公私経済緊縮運動、昭和10年頃の選挙肅正運動、事変（日中戦争、1937年）以来の国民精神総動員を展開してきたが、いまひとつ目的が達成できなかった。この原因は「政府が上下を貫き左右を結ぶ組織をもたず、又民衆の中から力が盛り上がらなかったから」である。この欠陥を補う組織として部落会や町会を活用するのであるが、その目的は 日本精神の昂揚、公私生活の刷新向上、知徳増進と情操陶冶、上意下達と下意上達、産業経済の振興・改革、各種機関及び団体活動の統合調整、の6点があげられてい

る<sup>34</sup>。常会での決定原則は鈴木によれば全員一致である。つまり、「お国のため」には纏らざるをえない、意見対立がどうしてもあれば、常会長の決するところで皆がまとまるべきだという<sup>35</sup>。鈴木は隣組の各戸は、家の中に部屋があるのと同じであるとさえいっている<sup>36</sup>。

もっとも、こうした異常というしかない教化と統制をしなければならなかったのは、鶴見俊輔がいうように、国民のなかに厭戦気分や物資不足による配給制度への不満、そして生きるための闇ルートでの物資調達という統制逸脱行動が現実に存在したからであり、相互監視が必要だったからである。また、鶴見によれば、隣組が下意上達の役割をはたしたことはほとんどなかったという<sup>37</sup>。

山梨では1939年から県の指導のもとに各市町村に部落会、隣組がつくられ、国や県の指示事項がこれを通じて流される体制が完成する<sup>38</sup>。これが戦争激化とともに相互監視組織になっていった「隣組」の「社会教育」としての位置づけであり、後にみるように、占領軍はこれを解体するよう努力をしたが、日本の自治体行政がこの組織にさまざまなメリットを感じていたために実質的に生き残り、今日にいたっていることは後に述べる通りである。これ以外に青年団や婦人団体もそれぞれ戦争協力体制に組み込まれていった。

#### 《注》

- (1) 『山梨教育百年史』第2巻(大正・昭和前期編、以下『山梨教育百年史』)34～5頁。
- (2) 松本賢治・鈴木博雄『原典近代教育史』(福村出版・1962)195～6頁。
- (3) 玉城肇『日本教育発達史』(三一書房・1956)198～9頁。
- (4) 宮坂「日本ファシズムの教育体制」宮原誠一編『教育史』(日本現代史体系、東洋経済新報社・1963年)311頁。
- (5) 同・312～15頁。
- (6) 『山梨教育百年史』1004～5頁。
- (7) 同・995頁。
- (8) 同・1002頁。
- (9) 松本賢治・鈴木博雄・前掲書、203～205頁、玉城・前掲書、198頁以下。
- (10) 『山梨教育百年史』1004頁。
- (11) 同・1014～5頁。
- (12) 同・884～903頁。

- (13) 同・1028～9頁。
- (14) 同・1032～38頁。
- (15) 玉城・前掲書、186頁。
- (16) 松本賢治・鈴木博雄・前掲書、180～187頁。
- (17) 玉城・前掲書、186～7頁。
- (18) 『山梨教育百年史』1226～30頁。
- (19) 松本賢治・鈴木博雄・前掲書、216～7頁。
- (20) 『山梨教育百年史』1238頁。
- (21) 同・1247頁。
- (22) 2000年8月11日聞き取り調査。
- (23) 『山梨教育百年史』1284～86頁。
- (24) 同・839頁。
- (25) 同・639～40頁。
- (26) 同・643頁。
- (27) 同・635頁、644～5頁。
- (28) 同・842～3頁。
- (29) 同・1319～24頁。
- (30) 鳥越皓之『地域自治会の研究』(ミネルヴァ書房・1994年)140～41頁。
- (31) 同・149頁。
- (32) 同・150～55頁。
- (33) 同・156頁。
- (34) 鈴木嘉一『隣組と常会』(誠文堂新光社・1940)28～35頁。
- (35) 同・42頁。
- (36) 同・101頁。
- (37) 鶴見俊輔『戦時期日本の精神史 1931～1945』(岩波書店・1982)170～71頁。
- (38) 『山梨教育百年史』1333～4頁。



## 6 戦後初期の混乱と改革

### (1) はじめに

山梨の教育史を江戸時代末から第二次世界大戦までたどって来たが、昭和後期に入るにあたって、筆者はひとつの決断を迫られている。それは、いつまでを山梨の教育史として記述するかという問題である。筆者が主要な参考文献としている県教育委員会編纂の『山梨県教育百年史』には1972（昭和47）年までのデータが示されている。しかし、多くの関係者が現存している時期の県内事情について、1982年に県外から移住してきた者が分析・記述することにはためらいがある。そこで、筆者としては、これまでの山梨の教育史概観の延長上で、戦後の混乱期から1960年前後までの期間を主な考察対象として、現在の山梨の教育のあり方の基本的特徴につながったと思われる事件や事情を中心に取り上げたいと考えている。

### (2) 占領政策と山梨の教育

#### A 占領軍の方針

1945年8月15日に日本が連合国に降伏し、9月2日、日本の降伏文書の調印、発効とともに日本の統治権は連合国最高司令官の従属下におかれた。連合国の日本管理の基本原則として次の3点が定められた。軍国主義の除去、軍国主義的乃至極端な国家主義指導者の追放及び軍国主義的諸制度の徹底的打破、民主主義的政治組織の確立、特に代議政治の助長、基本的人権の尊重、殊に信教集会言論出版の自由の確保<sup>(1)</sup>。

日本政府は9月15日に「新日本建設の教育方針」を出しているが、その中では「今後の教育は益々国体の護持に努むると共に軍国的思想及び施策を払拭し平和国家の建設を目的として謙虚反省」する心構えが説かれている<sup>(2)</sup>。占領軍の具体的指示がない段階での判断停止の中で、「国体の護持」すなわち天皇中心の政治秩序の温存だけが明示されている点で、当時の政治指導者の関心がどこにあったかが窺われる文書である。

大田堯はバートランド・ラッセルの言葉を引用しながら、日本近代教育の特質は、

つまるところ「感情の訓練を通して国家のために身を捧げ、かつその獲得した知識によって国家に役立つ臣民を育成するという目的が貫徹していることにある」という<sup>3)</sup>。ラッセルの著作は1926年の『教育論』であるが、「国家」を「企業」あるいは「会社」、又は「経済成長」に置き換えれば、この特質が戦前戦後を通じてほとんど変化していないことに気付かされる。占領期に若干のゆれはあったものの、実は日本の政治指導者や教育行政当局の本来の意図が一時姿を隠していただけで、占領が終われば元の体質に容易に戻ってしまったのである。これは、いわゆる「逆コース」から「財界の教育要求への呼応」という形で「復活」している。教育は国民の「権利」と憲法に規定されながら、実は国家社会のために「教育を受ける義務」が強調されてきたのである。

ともあれ、1945年10月から占領軍の徹底した日本教育改革が開始する。それは具体的には1945年10月と12月に issued された次の4つの指令（人により、「4大教育指令」と呼ぶ）に集約されている。日本の教育制度の管理についての指令（教育内容、教育関係者、教科書等から軍国主義の考えと極端な国家主義の厳しい排除を求め、日本の天皇や国民が他国の元首・国民よりすぐれているとして侵略や武力抗争を正当化する「誤れる思想」を斥けているが、同時に、民主的教育目的を掲げている。） 教育関係者の資格についての指令（軍国主義者、極端な国家主義者と占領政策反対者の排除と教員審査機関の設置を求める。） 国家神道についての指令（神社神道を国家の保護・利用から切り離し、公立学校における神道教育・行事を禁止し、神棚を撤去させる。これは同時に、信教の自由を具体的に保障したのもであった。） 修身科・国史科・地理科の中止についての指令（初・中等学校でこれら3教科の授業を中止し、教科書を回収するという厳しい命令。その他の教科は教科書に墨をぬって削除ないし修正して使用することを認めた。）<sup>4)</sup>。

戦前戦中の軍国主義にぬりつぶされた教育から急に民主主義を基調とする教育に転換させられた日本の学校はどこでも混乱状態にあった。占領軍がまず重点においたのは従来の日本の教育や文化にふくまれていた「好ましくない傾向」、すなわち軍国主義、超国家主義的傾向の除去であった<sup>5)</sup>。具体的には、侵略戦争正当化に積極的役割をはたした不適格教員の排除、修身・日本歴史・地理の教科の停止、教育方法や内容の改革が進められた。

1946年3月、アメリカから教育使節団（1950年に来日した使節団と区別して、「第

一次使節団」と呼ばれる)が来日、日本側専門家の援助も得て短期間で、日本語訳にすると400字詰原稿用紙220～230頁に及ぶ報告書を完成させた<sup>(6)</sup>。

村田泰彦<sup>(7)</sup>と玉城肇<sup>(8)</sup>の要約によれば、報告書は、過去の日本教育の欠陥を第1章の冒頭で指摘している。これは大別してつぎの五つの側面にわけることができるであろう。極端に中央集権化された教育制度であること。つまり、学校教育の当事者である教師でさえも教育の方針や内容にたいして発言することができなかった。特権的な学校組織であること。これは小学校 中学校 高等学校 官立大学というのが正系で、他は傍系として差別的扱いをうけたことをいう。画一的な詰め込み教育であること。これを支えたのが入試制度であった。官僚独善的な教育行政であること。教育行政担当者は教育の実情や国民生活から浮き上がっていたにもかかわらず、教育について教師や民間人の発言を許さなかった。非能率的な国語・国字であること。これはローマ字採用を直接には意味しており、この報告書に日本の現実の条件にあわない一面があったことの証左であるが<sup>(9)</sup>、同時に公表された日本人専門家の国字の制限や表記の平易化という提案に通ずるものといえる。そして、「これらすべての欠陥の底をなされる根本の欠陥というべきものは、『個人の価値と尊厳の承認』という一事を、日本の過去の教育は欠いていたということである」と指摘する。そのうえで、制度改革として、報告書は小学校のうえに3年の義務制下級中学を、そのうえに無月謝・無選抜・総合制・男女共学の3年制の上級中学の設置を勧告している<sup>(10)</sup>。戦後教育改革の基礎はこの調査団報告書にあるといってよい。もっとも、この報告書の後でも日本の政府の義務教育延長の考え方は初等教育の延長にとどまっていたという指摘がある<sup>(11)</sup>。

しかし、アメリカを中心とする占領軍の教育改革の方針は新憲法26条の「教育を受ける権利」として明確化され、さらに教育刷新委員会の主導でこれをより詳細に規定した教育基本法が制定されていく。この「教育を受ける権利」という概念は、この当時としてはやむをえないものであり、コメニウス、ジャン・ジャック・ルソー、コンドルセ等の教育改革構想をひきついだものと評価される<sup>(12)</sup>。しかし、その後、教育はある決まったものを与えるのではなく、より主体的に学ぶものが自らを発達させてゆく営みとして理解されるようになり、国際人権規約(1966年)や子どもの権利条約(1989年)でも「教育への権利」(Right to Education)として保障が図られている<sup>(13)</sup>。しかし、この憲法・教育基本法体制と全く相容れない教育勅語が衆参両院の決議に

よって正式に失効宣言されたのはこの翌年の1948年6月のことであった。「政府・文部省はこのための行政措置をとることにきわめて怠慢であった」と指摘されている<sup>(14)</sup>。

## B 山梨での占領軍の教育改革

1946年11月に山梨軍政チームに加わった「民間情報教育担当官」スターヴェレンのチーム最初の任務も茫然自失している山梨の教育者に「新教育」のなんたるかを教えることであった。11月7日市川小学校視察に訪れた一行は、教育勅語の扱い、検閲を受けていない歴史や地理の教科書がないかどうか等をチェックした。一行は壁に掲げられた明治天皇の写真を発見、撤去を指示している。このあと、実際に教室を巡視した。ここでは女性教師が児童に質問に一斉に答える「機械的」方法を採用しているのを見て、一行の一人が教師役を演じ、答えのわかった児童が一人一人手を上げて答える方法を教えた。その後の教師達との話し合いでも、彼らが一番悩んでいることは、子供たちに「自ら考える」ようにさせる授業をどうしたらいいかであった<sup>(15)</sup>。

その一方、奉安殿撤去が遅れている村に対する厳しい指導や児童を神社に引率して神道儀式に参加させた小学校長への措置など、新教育に頭を切り替えられない指導者に対する対策にも忙殺されている<sup>(16)</sup>。

## C 教員適格審査委員会による審査

軍国主義に手を貸した教職員の追放についても、わずかに昭和12年7月7日（日華事変勃発の日）から昭和20年9月2日まで、2年以上にわたって、軍国主義的、超国家主義的な団体や政府機関に在職したもの、あるいはそれらの機関誌を編集したものを追放するというように、重大な制限が加えられ、できるだけ追放者を少なくするようにとりはかられた<sup>(17)</sup>。

山梨県の教員適格審査委員会について『山梨県教育百年史』第3巻では、星義雄委員長以下13人が知事により任命されただけであるが<sup>(18)</sup>、スターヴェレンによると、当初任命された13人のうち8人までが大政翼賛会のメンバーであったこと、数人は満州で視学官をしていたことなどが判明して、占領軍側から解散させられ、新たに13人が選任されたと説明されている<sup>(19)</sup>。

## (2) 6・3制導入に伴う問題

### A 新制中学発足への苦悩

終戦まで小学校6年が義務制で、これに加えて1939年に青年学校（男子5年、女子3年）が急遽義務化されてはいたが、後者については「青年達を産業の発展と国防のために、効果的に動員する必要」<sup>20</sup>からの措置で、徹底しなかった。なお、1941年の国民学校令では高等科2年まで（中等学校進学者についてはその2年まで）8年間の普通教育の義務化が定められていたが、この実施は1944年からと規定されており、結局のところ戦局急のため実施に至らずにおわった<sup>21</sup>。

戦後教育改革の重要な柱として導入された6・3制は、新制中学校3年を全面的に義務制とするとともに、その上に新制高等学校3年を相当の割合で普及することを目的としたもので、複線型でとくに貧困層の子供にとって袋小路が多かった終戦前の教育を平等化するという点では優れた理念に支えられていた。しかし、この実現のためには、各地にこれに伴う財政問題と教育内容の充実（これは制度にふさわしい質の教員層をどう確保するかに相当部分がかかっていた）という大きな課題をもたらした。

雨宮要七によると、「新制中学校発足の第1年目は新しい中学生のための教室建築については、特別の予算措置をしないことで始められた。政府は終戦後の混乱で、じゅうぶんの資料を収集することができなかったという事情はともかくとして、これまでの高等小学校や青年学校の教室を利用すれば特別の増築を行なわなくとも当座はしのげるはずである、という当時の関係者たちの見通しが甘かった」。つまり、見通しの根拠は新1年生だけを考えていて、義務制でない2、3年生がかなりいたことを勘定にいれていなかったこと、その一方で青年学校や高等小学校の教室は意外に不足していたというのだ。この全国の状況は山梨県でも「その例にもれなかった」。昭和22年4月、6・3制発足当時の県下の中学校数は223校であったが、生徒を収容する校舎はなく、他県にみられるように青年学校をあてたもの、小学校の一部借用、公民館などに収容して授業をはじめた。このため小、中学校とも教室不足を来し二部授業が行なわれ青空教室さえ出現した。ことに戦災を受けた甲府市の状況はひどかった<sup>22</sup>。

教育予算は徹底的に不足していた。1921年豊富尋常高等小学校代用教員から始めて、新制中学発足時点では八代中学校長であった小林清一は、国庫補助金が当初予定

の34億円から7億円に減額され、町村立の構想が組合立に方針変更されていった経過を「当局の不見識も甚だしい」と批判している<sup>23)</sup>。政府が6・3制実施に消極的であったことはその後の予算措置にも表れており、1948年予算には建築費が50億円に増加されたが、翌1949年には文部省の29億9,000万円の要求が全面的に削られ、補正予算で15億円がついただけであった<sup>24)</sup>。

制度は発足したが財政的裏付けはほとんど皆無、この矛盾が端的にでたのが当時の中巨摩郡睦沢村（現敷島町）の事例である。睦沢村は甲府盆地から西北12キロの山村で、水田は少なく養蚕と薪炭生産に依存する僻地の村であった。1947年の第1回公選村長選で選ばれた飯沼国行が課せられた大きな課題が新制中学校の校舎建設であった。隣接する吉沢村（現甲府市）あるいは清川村（現敷島町）との組合立も検討されたが、どこに建設するかで話がまとまらず、1948年4月、村立で建設する方向で飯沼村長を委員長として新制中学建築委員会が発足した。委員会を開くこと63回で1949年2月に校舎建築敷地が決定、総工費265万円が議会で議決された。しかし、事態は突然行き詰まる。国は6・3制中学校建築国庫補助金を全面的に打切り、起債さえ許さないことにしたからである。この全額を寒村の230戸で分担するには余りに巨額の費用であった。1949年5月17日の中学建築地鎮祭になっても資金は集まらず、同月27日の建築委員会で「建築が進展しないのは自分の不徳のため」と苦しそうに発言した3日後、飯沼村長は建築不可能の責任をとって自殺したのである。これを契機に村民も資金調達に協力し、同年12月に睦沢中学校は完成した<sup>25)</sup>。

## B 学校施設の不足

施設の不足は新制中学校だけでなく、すべてのレベルの学校にわたって共通の問題であった。玉城は1947年6月18日付毎日新聞が報じている日本橋久松小学校の様子を引用している。これによると、「(戦災をうけたこの学校は戦前は)日本でも指折りの建築と設備を誇った優秀校だったが、焼けてこの方、校舎の中はガランドウで、まるで半建築のようだ。そこに寄せ集めの机とイスとの教室と、焼トタンで囲いをしたお粗末な職員室、このころつづく雨の日には、横なぐりにドアもない教室にはジャンジャンと吹きこんで、授業の途中に教室のすみっこへ雨やどり、そして『ぼくカサが一番ほしい』という」という状態である。急場をしのぐだけの改装費500万円に対して国庫からきた金はたった30万円であったされる。玉城は、「戦災都市の学校はみんな

な、こんな状態だった。そのほかの農村でも小都市でも、古くなって倒れかけている校舎を新しくする余裕はなかった」と惨状を語っている<sup>26</sup>。

しかし、スターヴェレンは旧制中学がかなり立派な施設をもっているのに対して、青年学校は小さく粗末な施設であることに気付いていた<sup>27</sup>。たしかに、1947年に東京都の中心部で小学生になった筆者自身の経験でも、戦前からの施設が残っていた小学校（4年中途まで中央区立築地小学校、その後千代田区立九段小学校）には大きな問題がなかったが、筆者達の入学とともに新設された千代田区立九段中学校は2年半後、つまり私が3年生の2学期ようやく自前の校舎がとりあえず完成するという状況で、それまでは近くの番町小学校と九段小学校に間借り、しかも一部は講堂兼体育館を仮に仕切った教室というひどい有様であった。ところが、中卒後に進学した都立上野高校は、旧制中学（市立二中）から新制高校になったもので、中二階構造の全校集会室や剣道場、柔道場、プール、理科実験室、ドーム付の天文観測室（そこには270倍のドイツ製屈折望遠鏡まであった！）など、いま考えてもかなり立派な施設をもっていた。

スターヴェレンは、1947年の新制中学発足でとり残される旧青年学校生徒への対策としての通信制ないし定時制高校がきわめて不十分なものでしかないことにも注目している<sup>28</sup>。

### C 教員の資質の問題

多くの教員が戦争で失われ、あるいは抑留状態にあったことと、6・3制による教育の拡大で教師の不足は深刻であった。スターヴェレンは小学校視察の後、低学年を教える女教師たちが極端に若いことに注目している。彼によれば、戦争のために公立学校の教師が極端に不足したので、文部省は師範学校にいかず、または行っても卒業していない若い女性に仮免許状を与えたのである。その多くは高等女学校を卒業しているだけであった<sup>29</sup>。当時の師範学校は高等小学校卒業後5年ないし中等学校卒業後2年、高等女学校の場合は高小卒業後3年の教育を受けていた。こうした正規の教員免許取得者と臨時代用教員の落差は大きなものがあった。

小林清一は1948年4月段階の東八代郡小中学校教員の出身を示しているが、これによると小学校全体で師範学校ないし青年師範学校（青年学校義務化にあわせて、青年学校教員養成を目的に師範学校に併設された）出身者は40%台にとどまり、半分以上

が旧制中学校ないし高等女学校卒程度である。とくに女教師の場合は師範学校卒の割合は30%にとどまっている<sup>30)</sup>。1948年に復員して、その後小学校教員に復帰したA氏は、同僚教員のなかに分数の足し算さえできない者がいたと語っている<sup>31)</sup>。「教師の組織を見ると、終戦直前の中学校、女学校の卒業生が数多く、勤労働員に明け暮れ、十分な勉強もできなかった人々が多く、教育指導技術にも、専門的な部分が不十分な人が少なくなかった。」という証言もある<sup>32)</sup>。教員の再教育が必要であったが、スターヴェレンによれば2つの問題があった。1つは、旧制中学の教員たちが小中学校の教員と同じ再教育を受けることを大いに嫌がったこと、もう1つは教員組合が再教育計画の主導権に固執したことであった。教育研修所の設置が効果的であることでは一致したが、これをどこが統括するかで再び議論が起こった<sup>33)</sup>。後述するように当時の教員組合の県レベルの執行部では共産党系の影響力が強く、郡単位での議論とかなりずれがあったようだ。前述したアメリカからの第一次教育使節団も教師の現職教育を勧めていたが、全国的にこの試みは不徹底に終わった。

### (3) 教員組合の結成と発展

#### A 教員組合の結成 2・1ゼネストからレッド・パーヅへ

敗戦後、占領軍の民主化政策推進期に教員たちは教員組合を立ち上げていった。はやくも、1945年12月に全日本教員組合（羽仁五郎委員長）と日本教育者組合（賀川豊彦委員長）がほぼ同時に結成された。これがやがて教員組合全国連盟と全日本教員組合協議会になり、1947年6月に日本教職員組合（日教組）として統一される<sup>34)</sup>。しかし、後の共産党系と社会党系の路線対立はこの統一段階からあり、ある時期までこれが統一を維持し得たのは、文部省という共通の敵があったからだともいわれる。ともかく、初期の教員組合運動の課題は劣悪な労働条件と、それも悲惨をきわめた教育条件をどうするかという深刻なものであった。

山梨の教員組合もこの時期に揺籃期にあった。『山梨県教組三十年史』によると、出発点は1945年12月に行なわれた北巨摩教育会第4支部での教育研究会席上での一青年教師の提案であった。当時彼の家の生活を支えるには300円ないし350円が必要であったのに、教員としての給与は82円であった。教育再建には組合結成しかない、これが彼の結論であり、この発言を承けて教育研究会は直ちに運動展開のための協議会に切り替えられ、活動のための大筋が決定されていった。組合の名称は左翼の色彩が



強くないようにとの配慮から「駒新興教員連盟」とされた。要望事項には、給与の4倍増、住宅料、家族手当支給などの待遇改善や更正施設として消費組合や組合病院が挙げられていた<sup>35)</sup>。この動きはすぐに甲府市訓導会をはじめ県下全体に拡大していったが、教育会の一部である校長会などからは批判もあったようだ<sup>36)</sup>。しかし、教員の大勢は組合結成に同調し、1946年2月27日には山梨県教員組合が結成された。ここには山梨工専を除く全県下の国民学校、青年学校をはじめ、男女中等学校、師範学校、県医専の教員が加盟していた<sup>37)</sup>。この当時の教員組合には校長、教頭も加わっており、初代の委員長には丸山善定（甲府女子青年学校長）が選ばれた。これ以来であるかどうか確認できないが、1950年頃には委員長には校長が、副委員長には教頭が就任する不文律があったという<sup>38)</sup>。ただし、勤務評定闘争や学力テスト反対闘争の後、1961年には校長・教頭は教組を離脱してゆくようになる。設立大会で採択された行動綱領では、生活権の獲得、人事行政の改新、教育制度の根本的改革、差別待遇の撤廃、戦災学校の復活及び戦災学校教職員の救護、全国組合の結成促進、が掲げられている<sup>39)</sup>。

こうして誕生した教員組合の歩みは順調とはいえなかった。全国レベルでの路線対立が山梨にも影響し、1946年夏には北都留支部が日共系の影響が強い指導部に反発して脱退、南都留支部でも一部の脱退者がでた<sup>40)</sup>。

しかし、日本全体の労働組合運動は生活権獲得を前面に政府との厳しい対決に向かっていた。1947年2月1日をもってゼネストに入るという運動方針は、山梨でも確認され、山梨県教員組合もこれをめざして闘争体制を強めていた。しかし、父兄会や町村会には教師がストライキで闘うことに反対する空気が強かった。結局、ゼネストは占領軍の命令で挫折し、これ以後、占領政策はアメリカの反共政策の影響を受けて方向転換をしてゆく。この背後には総司令部内部における民政部（GS）と対敵諜報部（CIS）の対立が後者の勝利として終息したことが指摘される<sup>41)</sup>。日本の民主化より反共勢力としての日本の権力関係安定が選択されたのである。

1947年6月8日に日本教職員組合が教員組合の統一組織として成立したのに呼応する形で、同年6月30日に山梨県教職員組合が結成される。しかし、中等学校（後に新制高校になる）の教員組合は単一教組の結成に批判的で、これに加わらなかった。今日でも、山教組と高教組が別組織として存在している原点はここにある<sup>42)</sup>。

終戦後2年を経る前に全国で50万の組合員を擁する日教組が結成されたことは、占

領軍が組合結成を日本の民主化の一環として奨励していたことを加えて考えてみても、驚異的な変化といえる。しかし、大田堯がいうように、そこには後に弾圧の中で弱点となる帰属意識の問題や政党による引き回しといった問題が潜在していたことも否定できない<sup>43</sup>。

成立した山教組は早速深刻な生活難を背景とする給与引き上げ闘争に取り組み、1947年末には県から越冬資金一人500円支給という成果を挙げ、翌年には6・3制の完全実施と4号俵一斉引き上げを目標にする。とくに後者については7月20日にストを構えてぎりぎりの交渉を行い、突入寸前に「年間2号俵以外に6月から9月までの調整として300万円の支給」という条件で妥結した<sup>44</sup>。

こうした日本の官公組合の闘争姿勢に決定的な打撃となったのは1948年7月22日に出された政令201号、すなわち、総司令官マッカーサーの書簡に基づき、公務員の争議行為を禁ずる命令であった。山教組は「占領政策の転換による教育行政の将来に多大の不安」を感じながら、運動の大衆化を志向する<sup>45</sup>。山教組が取り組んだのが最初の教育委員選挙（1948年10月5日）で、2人の組織候補は1位と2位で当選という成果をあげた<sup>46</sup>。もっとも、教育委員選挙は回をおって低調になっていった。当時の選挙管理委員会職員はその原因を、アメリカ直輸入の制度でなじみが薄いこと、各政党の関心の弱さ、立候補者数が少ないことによる緊張感の欠如をあげている<sup>47</sup>。さらに、この勢いで48年末解散の総選挙に委員長小林信一をたて、当選させた<sup>48</sup>。組合員の基礎票だけでは当然この成果は困難で、教研集会その他で信頼関係にあった児童生徒の父母や地域の住民に強い働きかけをした結果であろう。

占領軍の実権をにぎるアメリカが日本の民主化より中国や朝鮮半島の情勢から反共を重視しはじめた具体的表れの第一弾が政令201号であったとすると、次の攻勢は労働組合幹部の中から共産党の影響を排除する動きであった。とくに教員への攻撃はいわゆるレッド・パージの中でも執拗をきわめ、1949年から50年にかけて全国で1700人が職を追われたとされる<sup>49</sup>。山教組にもこの影響が及び、5名が退職勧告をうけた。『山教組三十年史』では「急場をしのぐ」ために執行部の総入れかえを行い、反共声明で犠牲者を少なくするという「便法」と総括されているが<sup>50</sup>、路線対立の結果として共産党系が排除されたという見方もある<sup>51</sup>。当時の教組幹部の話でも、郡支部と県教組中央の間にはかなりずれがあったようだ。別の言い方をすれば、当時、日本での共産主義革命の可能性を夢見ていた革新政党幹部達は民衆から浮き上がっていたとも

いえる。

山梨県では第一回の知事選で官選知事から横滑りで吉江勝保が当選していたが、その後県内には官僚色が抜けず、折からの財政難等で政策運営に苦勞する吉江知事への批判が強くなっていた。1951年の知事選は当時の民主党の一部が社会党・労組と組んで対立候補をかつぎだす動きとなった。しかし、有泉貞夫によると、天野の所属する民主党と社会党・共産党の軋轢があつて、天野の出馬決意はもたつた。この時の天野を出馬に踏み切らせた最大の支持勢力は、1949年の総選挙において独力で小林信一を当選させた山教組であつたという<sup>52)</sup>。山教組が加わつた県政刷新連盟の運動を山教組は「自らの運動」と位置づけて体制づくりを行い、「日の丸の吉江か赤旗の天野か」という吉江側のキャンペーンを打破して、見事当選させる<sup>53)</sup>。その後、田辺国男、望月幸明と三代の「山教組と共鳴しうる知事」<sup>54)</sup>を誕生させた山教組の政治力はここで明確になつたのであつた。

## B 教員組合と日本教育会（旧大日本教育会）

1943年に帝国教育会は府県教育会と五大都市教育会の連合体として改組され、1944年にはその帝国教育会が、全国官公私立すべての学校の教職員を正会員とする単一教育団体の大日本教育会に改編された。これは「はじめて、幼稚園から大学・高専まで官公私立すべての学校で働く約50万の教職員が、上からの誘導と統制のもとにはいえ、教職という職能において全国的単一の組織を得たことになる」と評されていれる<sup>55)</sup>。しかし、戦争末期ということもあるが、上から無理に組織された「職能団体」にできることは限られており、やがて敗戦を迎える。

前述のように全国の教員が教員組合という労働組合に加入し、組合が労働条件を基軸に政府と対立を強めると、労働組合とは別の「職能団体」として、過去の教育会を再編しようとする動きがおきてきた。1946年に内閣に設置された教育刷新委員会（安部能成委員長）は1947年4月に教育改革全般について建議したが、そのなかで組合とは別に、「教育者としての資質を保ち、研究と修養に励み、教育者相互の切さと扶助により、職能の向上と福祉の増進を期し、学生及び社会への貢献をはかり、以て教育の振興に寄与する」ことを目的とする教育者の団体（仮称・教育者連盟）を提言している。これより前の1946年12月に占領軍は日本教育会と改称した組織について、抜本的改革と民主化を前提に職能団体としての存続を容認した。これに乗じて文部省は戦

前からの教育会組織の存続を企図し、「古い校長」を中心とした改選役員で「再建」を図った。しかし、戦前戦中の文部省の管轄下の「教育会」を占領軍は容認せず、組織が存続するとしたら完全に行政とは独立した教員の自主的運営によるもの以外はありえないことが次第に明確になったが、教育会に抛る旧勢力はなお生き残りを模索して、日教組が組織された1947年の後半から翌年にかけてせめぎ合いが続いた。そして、結局、日本教育会は1948年に日教組の役員をその役員に選出し、自主的に解散する<sup>56)</sup>。しかし、この後も旧教育会が存続したり、教組と二重組織で命脈を保つ府県があった。山梨はある意味では後者の例のひとつといえる。

大日本教育会山梨県支部は、終戦までは、支部長が知事、副支部長の一人は内政部長、他の一人は教員側というように、県行政の体制そのままであった。そのため1946年にはこれを改め、支部長に県議、その他の役員は終戦前からの有力な校長で占められた。しかしながら、有力な人物による支配という体質は変わらなかった<sup>57)</sup>。当時、山梨の教員組合幹部と教育会とは関係がよくなかったとされる。そして、1946年7月、教育会県支部総会は絶対多数で支部解散を決定した<sup>58)</sup>。解散した教育会には前述した戦中の郷土博物館建設計画の目的による醸金で購入した教育会館用地等の財産が残された。『山梨教育百年史』によると、「解散決定の際、支部の後始末を一任された支部事務局長及び理事会は、1948年3月、さきに基本財産その他一切の財産をもって発足した大日本教育会山梨県支部維持財団を『山梨県教育会館維持財団』に改め」たとある<sup>59)</sup>。

一旦解散した県教育会であったが、下部組織であった各郡市分会はそれぞれに改組を行いつつ自主的な教育会を組織していった。この教育会の会員は即組合員であった。そして、1948年には県連合教育会が成立する<sup>60)</sup>。スターヴェレンは山教組が県内教育のヘゲモニーを握ることを憂慮しつつ、その一方で教育会再編をめぐる不明朗な過程にも不安をもっていたようだ。彼は関東軍政部のロリン・フォックス博士にあてた報告書のなかで、「総司令部は、戦前戦中における軍国主義的、国粹主義的な活動のかどで大日本教育会の主だった指導者たちを追放したものの、戦後の日本教育会がはたして全面的に解体し総司令部の指令通りに再組織されたのかどうか判然としない」と述べた。そして、スターヴェレンの執務室に寄せられた多くの地元の会からの報告書が示すところでは、会の財産や財政上の記録は目茶苦茶であったという。山教組の主導で山梨県連合教育会が設立されたことについてスターヴェレンは、「若い指

導者をいただく真に自立した、米国流の専門家連盟が生まれる見込みが一層なくなった」と書いている<sup>61</sup>。たしかに、この連合教育会については、「組合運動にはなじまない者も、また2・1ストを機に分離した中等教育部もこの連合教育会の動きに期待するものがあつた」とされる<sup>62</sup>。スターヴェレンもこの事実を確認している<sup>63</sup>。しかし、スターヴェレンが予感していた通り、この連合教育会は山教組の強い影響を脱することができず、しかも戦前からの教育関係者や退職した元管理職者たちが加わっていて、戦前戦中の要素を払拭していなかった。

連合教育会は事務局を教育会館維持財団の建物に開設した。しかし、教員組合としての活動と職能団体としての教育会の活動は必ずしも明確に区分できず、(当時の連合教育会事務担当者も、「教育会は教組の文化部」になってしまっていると慨嘆している<sup>64</sup>) 会員がすべて二重登録状態ということで、結局、1952年3月に山教組と連合教育会は「不離一体の立場で運営されるべきものである」<sup>65</sup>ということで、合体することとなった。戦後の教員組合役員を経験したA氏の証言によると、この過程で「維持財団」の財産処分を受皿として実質的に引き受けたのが山教組であった<sup>66</sup>。そして、この財産処理を通じて県行政とのパイプができていったという。

## 《注》

- (1) 松本賢治・鈴木博雄『原典近代教育史』(福村出版・1962)235頁。
- (2) 村田泰彦「戦後の教育」宮原誠一『教育史』(東洋経済新報社・1963)323頁。
- (3) 大田堯『戦後日本教育史』(岩波書店・1978)4～5頁。
- (4) 村田泰彦・前掲書、325頁。鈴木英一「連合国の対日占領教育政策」『講座日本教育史4・現代 / 現代』(第一法規・1984)231～2頁。
- (5) 玉城肇『日本教育発達史』(三一書房、1956)203頁。
- (6) この経過は、読売新聞戦後史班編『昭和戦後史・教育のあゆみ』(読売新聞社・1982年)に詳しい。
- (7) 村田泰彦・前掲書、328頁。
- (8) 玉城肇・前掲書、209～211頁。
- (9) 松本賢治・鈴木博雄・前掲書、279頁。
- (10) 村田泰彦・前掲書、328～9頁。
- (11) 佐々木亨「学校教育法の成立」『講座日本教育史4・現代 / 現代』(注4)335頁。
- (12) 中内敏夫他『日本教育の戦後史』(三省堂・1987)59頁。

- (13) 「教育を受ける権利」と「教育への権利」の違いについて、椎名慎太郎「教育権理論の再検討」レファレンス( 国立国会図書館調査立法考査局) 342号( 1979 )。
- (14) 中内敏夫他・前掲書、71頁。
- (15) J. V. スターヴェレン『アメリカ・イン・ジャパニー山梨軍政チームの戦後教育』( 五月書房、1998 ) 64～66頁。
- (16) 同・80～83頁。
- (17) 玉城肇・前掲書、205頁。
- (18) 『山梨県教育百年史』第3巻( 昭和後期編・1979、以下『山梨県教育百年史』と略す) 29頁。
- (19) J. V. スターヴェレン・前掲書、60～61頁。
- (20) 玉城肇・前掲書、186頁。
- (21) 松本賢治・鈴木博雄・前掲書、205頁。
- (22) 雨宮要七『風雪二十年』( 1969 ) 320～322頁。
- (23) 小林清一『小林清一著作集』( 同著作集刊行委員会・1961 ) 138頁。
- (24) 中内敏夫他・前掲書、96～7頁。
- (25) 雨宮要七・前掲書、330～31頁。
- (26) 玉城肇・前掲書、215～6頁。
- (27) J. V. スターヴェレン・前掲書、104頁。
- (28) 同・104頁。
- (29) 同・67頁。
- (30) 小林清一・前掲書、251頁。
- (31) 2000年8月11日聴取り調査。
- (32) 塚原嘉造『風と埃』( 1998年 ) 59頁。
- (33) J. V. スターヴェレン・前掲書、191～2頁。
- (34) 村田泰彦・前掲書、340頁、玉城肇・前掲書、206頁。
- (35) 山梨県教職員組合『山梨県教組三十年史』( 労働教育センター・1982 ) 13～15頁。
- (36) 同・19頁。
- (37) 同・22～25頁。
- (38) 塚原嘉造・前掲書、61頁。
- (39) 山梨県教職員組合・前掲書、25頁。
- (40) 同・31頁。
- (41) 大田堯・前掲書、92～3頁。
- (42) 山梨県教職員組合・前掲書、52～63頁。
- (43) 大田堯・前掲書、48～49頁。

- 44) 山梨県教職員組合・前掲書、71～78頁。
- 45) 同・79～85頁。
- 46) 同・86～7頁。
- 47) 丸山七郎「教育委員会委員選挙結果について」山梨教育1951年2・3月合併号。
- 48) 山梨県教職員組合・前掲書、87～90頁。
- 49) 日本教育法学会編『教育法学辞典』（学陽書房・1993）411頁。
- 50) 山梨県教職員組合・前掲書、91～2頁。
- 51) 『山梨県教育百年史』1109頁。
- 52) 有泉貞夫「一九五〇年代の山梨県政」有泉亨『最後の「井戸堀」記』（1997）付録337～8頁。なお、この論文は東京商船大学研究報告（人文科学）41号（1990）所収に加筆訂正をほどこしたものである。
- 53) 山梨県教職員組合・前掲書、118～9頁。
- 54) 同・425頁。
- 55) 森田俊男「教員組合運動の展開－教育会改組・解散問題を中心に」『講座日本教育史 4・現代 / 現代』（注4）357頁。
- 56) 同・377～84頁。
- 57) 『山梨県教育百年史』1112頁。
- 58) 同・1113頁。
- 59) 同・1114頁。
- 60) 同・1115頁。
- 61) J. V. スターヴェレン・前掲書、195頁。
- 62) 『山梨県教育百年史』1115頁。
- 63) J. V. スターヴェレン・前掲書、196頁。
- 64) 内藤大丈夫「ある教育会論」季刊山梨教育9号（1955）。
- 65) 『連合教育』6号（1952・3）
- 66) 2000・8・11聴き取り調査。

## 7 集権型教育行政体制の確立と山梨の教育

### (1) 教育委員会制度の発足と任命制への転換

戦後教育体制の象徴ともいえるのが教育委員会である。教育刷新委員会は1946年12

月27日の第1回建議で、従来の官僚的画一主義と形式主義との是正、教育における公正な民意の尊重、教育の自主性の確信と教育行政の地方分権等の点を指摘していた。この具体化として同委員会は1948年4月26日の第17回建議「教育委員会制度の実施について」で制度の導入を提案しているが、文部省の意向は、都道府県と人口10万人以上の都市だけに設置するというものであった。しかし、GHQの要求で段階的に全市町村に設置されることになった。1948年7月に成立した教育委員会法による制度は1948年11月に全国の都道府県と五大市で発足し、ついで任意設置の40市がこれを実施した。そして、1950年に予定されていた全面実施は1952年10月に実現した。実施が遅れたのは、投票率の低さとともに、教員組合関係者の当選する率が高かったことで、教育行政が組合管理になる傾向があったこと、市町村単位では教員の人事、研修その他の点で不都合があったためだとされる<sup>(1)</sup>。実際に昭和の町村合併前の市町村規模は小さく、1952年に行われた教育委員選挙で県下187市町村に議会選出委員をふくめて935人の教育委員が就任したのである。そして、山梨県内でも教員人事問題が最大の隘路であるという指摘が当時の文献にみられる<sup>(2)</sup>。

こうして導入された公選制教育委員会制度は占領終了後の「見直し」のなかで廃止されてゆく。1956年に国会の内外の激しい反対のなかで成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法)は公選をやめて教育委員を任命制とするとともに、教育長の任命に上部機関(都道府県は文部大臣、市町村は都道府県教委)の承認を要すること、義務教育教職員の任命権を市町村教委から都道府県教委に移したこと、教委が自治体議会に予算及び条例の原案送付権をなくしたこと、指導主事について定められていた、「命令及び監督をしてはならない」という規定を削除したことなど、教育行政の自主性と地方分権の意義を失わせるものとされる<sup>(3)</sup>。

任命制教委のもとで学校管理が強化され、学校長も何事につけて教委にうかがいをたてるという風潮が強まっていった<sup>(4)</sup>。

## (2) 勤務評定と学力テスト

### A 勤務評定をめぐる紛争

こうして全国にはりめぐらされた集権型教育行政の第一のねらいは勤務評定実施による教員組合の弱体化であった。教員の勤務評定が始められたのは周知のように愛媛県からであるが、その表向きの理由は県財政赤字による定期昇給の3割圧縮であり、



評定結果により3割の「成績不良者」は昇給ストップの差別的措置をとることを1956年3月に決定したのである。しかし、その背後には差別扱いによる教員の分断と管理職者を組合から切り離す意図があったとされる。そして、愛媛では強引に勤評が実施され、これを注視していた文部省は、翌年には全国実施を検討しはじめ、自民党もこれをバックアップする。当然ながら日教組はこれに全面对決し、1957～58年にかけて全国で勤評闘争が展開される<sup>(5)</sup>。

山梨県でも勤評問題が教育界をゆるがす大問題となり、山教組は1957年9月25日の全国一斉職場集會に同調するなど反対運動に取り組んだ。1957年11月30日には県校長会理事会も勤務評定の制度化反対の声明を出している<sup>(6)</sup>。しかし、政府（文部省）・自民党はこの実施を執拗に各府県教委に要求、1957年12月には都道府県教育長協議会は82項目からなる教職員の勤務評定試案を正式決定、これを全国に流した<sup>(7)</sup>。山梨県教委もこれをうけて1958年5月に勤評実施を表明、県教委と山教組は真っ向から対立することになった。県連合小・中学校長会は勤務評定が政治問題として推し進められることには絶対反対との態度でこの問題に臨むことを決めたが、県教委は58年6月18日、ついに「山梨県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」及び「山梨県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」を制定した<sup>(8)</sup>。全国でも激しい勤評反対運動が行われ、十割休暇闘争や県地評子弟の同盟休校などの戦術が展開された。山梨県内でも連日の団交や抗議集會、そして6月23日には山教組、高教組、社会党、共産党、県労連加盟各単組などで「勤評反対県民會議」が結成された<sup>(9)</sup>。山教組機関誌『山梨教育』20号（1958年）は勤務評定の特集を掲載、このなかには東京大学の宗像誠也教授の「教師の勤務評定—教育学の見地から」という寄稿も含まれている。

日教組は58年9月15日全国一斉半日休暇闘争を方針としてうちだし、各都道府県教組はこれに向けて体制づくりに入った。もちろん、これに対しては政府は違法行為として取り締まる方針を表明、その一方で校長に管理職手当を支給する法改正を行って教員内部の分断を図ろうとした<sup>(10)</sup>。

## B 山梨方式による落着

山梨では半日休暇闘争をめぐる教組内部でも議論が闘わされていた。土曜に振替え授業で闘争の完全実施をめざす執行部に対して、校長会は「PTAの支持を失う」として戦術のダウンを要求、結局、始業時間の繰り上げと休み時間の短縮などの配慮

をして授業時間を完全に確保した後、2時から行動開始という戦術ダウンを決定した<sup>(11)</sup>。ここには組合闘争の論理と保護者や県民の支持への配慮のバランスを意識した山梨らしい行動様式が表れている。選挙での支持勢力である教組と県教委の対立は三選を目前にした天野久知事にとっても大問題であった。58年6月8日に行われた高教組大会で、祝辞に立った木下教育長は「教員の勤評は打ち切る」と失言、後でこれを取り消す取り消さないでひともめした。このなかで高教組は6月18日、「勤評には実力行使をもって闘う」、「明春おこなわれる知事選には天野知事三選反対」を決議したのである<sup>(12)</sup>。

山教組は県人事委員会に「勤評規則の実施を中止する措置」の要求を行い、これをうけた人事委員会は「斡旋の労をいとわぬ」と意思表示していた天野知事に解決への努力を要請した<sup>(13)</sup>。知事は11名の民間人からなる調停委員会を設置したが、高教組はこの第三者機関を拒否、山教組も調停内容を受け入れなかった。58年10月には山教組塚原嘉造副委員長等11名が平和通りの市役所前で48時間のハンストに突入した。結局、勤務評定書は1959、60両年に提出されたが、これを給与に反映させることはなかった。その後も勤評をめぐる紛争は続いたが、知事の斡旋と教委・教組双方の柔軟な姿勢で決定的な対立は回避され<sup>(14)</sup>、1961年8月にいって県教委と山教組との間の合意が確認書という形で確認されて勤評闘争は終息した。確認書のなかの要点は次のようなものである。

「\*教職員組合に対する分裂、支配、弾圧の意図はない。\*職制を強化し、教育の場に職階制をつくっていく意志はない。\*勤務評定の結果による給与の差別扱い、不当な人事は行わない」<sup>(15)</sup>。

これが、いわゆる「山梨方式」による決着である。1961年に全国で紛争を起こした全国一斉学力テストについても、山教組は反対闘争から「山梨方式」による着落にもちこんで混乱を避けている<sup>(16)</sup>。

この直後に校長と教頭は教組から離脱したが、山教組と校長組合（校長会）、教頭組合（教頭会）による「三者協議会」が設けられ、山教組役員経験者は校長、教頭への階段といわれるような親密な関係があるとされる。当然、この中から教育委員会の要職者も生まれてくる関係にある。この関係の功罪については、終章で検討することとする。

### (3) 戦後の社会教育

#### A 温存された地域共同体の人間関係

敗戦により日本は1952年まで占領軍の支配下で民主主義改革を実施させられる。しかし、6章の冒頭でも述べたように、この改革は不徹底におわった。その理由を端的に言えば、占領軍の主導権をもっていたアメリカの国際政治上の都合と日本政府の地方支配の便宜のために、村落共同体を負の部分をかかえたまま温存したことにある。日本政府や地方公共団体も戦中に国民精神総動員の役割をはたした村落共同体や町内会、そして「常会」をほとんどそのまま戦後統治の手段として利用していった。

GHQは戦中に隣組や町内会、部落会（そして、その機関としての常会）がはたした戦争への協力体制づくりの役割は十分に承知していて、1945年11月に日本政府に町内会・部落会・隣組の調査と報告書提出を求めた。政府関係者は町内会等関係者の処罰をおそれてこれらが戦時中にはたした反動的役割を極力隠蔽し、これらを急遽模様替えして急場しのぎを図った。また、当時の内務省は、町内会等が本来自治的組織であること、町内会長等は各地方の中心的人物であるので、これを公職追放すれば各地に混乱がおこるおそれがあるとして、戦時中の会長等をかばい通した<sup>(17)</sup>。1946年11月の文書で内務省は次のように隣保組織必要性を弁明している。「……地方の民主化を実現するには改正憲法、改正地方制度の趣旨普及徹底を計ることによって正しい政治教育を施さねばならないが、之等の仕事も（統制経済下の物資配給や金融関係国家事務とともに）町内会、部落会に課せられた重要な役目の一つであろう。要するに今後の町内会、部落会は極めて民主化された制度の下に地方公共の共同目的達成のために大いに活動すべきであるが他面依然として国政の末端機関として果たす役割は蓋し大なるものがあり、之が保護育成には国家の財政的援助は焦眉の急務である」。

しかし、GHQは1947年1月町内会等の役職者を公選にすべきとし、これができない場合は廃止せよと命令、内務省はこれに抵抗したが、結局、1947年3月末をもってこれら組織（町内会、部落会、同連合会及び隣組という機関）は存在しないことになった。しかし、前掲のように日本政府の本音としてはこうした隣保組織は必須であり、各地で廃止された組織は自治会、親睦会と名をかえてすぐに再生、今にいたっている<sup>(18)</sup>。そして、この過程で地域のリーダー層は全く健在であった<sup>(19)</sup>。

山梨にとってこのことのもつ意味は小さくない。県内でも都市的地域では自治会や

その最小単位としての組の影響力は次第に小さくなってはいるが、それでもなお地域共同体構成員の主体的意思表示は決して自由ではない。県民のかなりの割合が不合理と感じている地域の葬式のあり方を変えようという提案でさえ、組の長老の無言の圧力で押し潰される実情がある<sup>20)</sup>。たしかに、自治会や部落会が自治組織として地域の環境保護運動に取り組んでいる例もあるが<sup>21)</sup>、なお行政の末端組織として無意識的に体制擁護の役割をはたしている組織が多数派である。国政選挙はともかくとして、市町村会議員や県会議員選挙では地域推薦が当然のように行われ、これがないと当選はかなり難しい。

戦後初期には全国各地で熱気あふれる民主化への動きがあったし、山梨もその例外ではなかった。しかし、占領の終了とともに刷新への動きはにぶくなり、戦時中に強化された共同体規制はほとんど変化しないままに高度成長期に引き継がれた。その後、経済的基盤の変化や人口の流動化で揺らぎつつあるとはいえ、農村的地域ではなお昔ながらの親分子分関係が残存していたり、地域の長老格の人々への遠慮や目立つことを嫌う習慣から横並び意識が強いと指摘される面がある。

こうした人間関係の特色は単に地域共同体だけでなく、企業や学校、組合といった機能社会にも反映しており、お上意識の強さや指導的立場の者への盲従、そして馴れ合い的雰囲気といった、社会の停滞につながる風土を形成している。もちろん、こうした傾向は山梨だけのものではなく、農村的地域では全国どこでも多かれ少なかれ残存しているものであるが、明治維新以来県域が変わらなかったこと、地形的に谷筋ごとに集落が形成され、地域の閉鎖性が強いことなどの地域の特性から、ムラ社会的色彩が他県より強く残り、前述のような「県民性」になっているといわれる<sup>22)</sup>。山梨の地域共同体は、こうした封建的・因習的な人間関係とともに温存されたのである。これは戦後山梨の社会教育のあり方や教育そのもののあり方にかなりの影響を及ぼしている。

## B 戦後の社会教育

教育改革の理念として、個の確立、個人の尊厳といいつつ、地域共同体が変わらなかったことに表れているように、実際のところ日本社会の基本原則は動かなかった。J. E. トーマスは、「批判者たちは、地域住民の民主的参加を促進するように設計された新しい成人教育は政府によって案出されていないという。政府のしたことは、伝統

的な共同体の力のうえに権威を確立し、共同体のもつ潜在的な破壊力を鎮痛剤風の文化活動でおきかえることであった」としている<sup>23</sup>。要するに、共同体のなかの各個人の自治的、主体的力量を育てず、伝統的共同体を権力の末端機構として間に合わせの文化活動で当座の満足を与えたということである。

1945年10月に文部省社会教育局が復活し、「国民道義ノ昂揚及国民教養ノ啓培ニ関スル事項」を管掌することとなる<sup>24</sup>。同年11月「社会教育ノ振興ニ関スル件」と題する文部次官通牒が出されているが、この中では、都道府県庁に社会教育専管課を設置すること、青少年団体、婦人教養団体等の速急な設置の勧奨と健全育成、学校施設を社会教育のために利用すること、図書館・博物館等の整備と増設、公民館講座等による国民の識見と教養の向上などと合わせて、「町内会・部落会等の常会を社会教育の場とするように指導されたい」という1項が入っている。町内会等がタテマエとして「廃止」される前の段階ではあるが、文部省が戦時中の常会活動になら反省をもっていなかったことを示すものといえる。この一方で、GHQは民主主義社会の実態とその繁栄ぶりを教えるナトコ映画上映に精力的にとりくむ。

1946年7月に文部次官通牒「公民館の設置運営について」が出されている。このなかでは「これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らずに自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。今後の国民教育は大人も子どもも、男も女も、相互に睦みあい導きあって教養を高める必要がある。その場が公民館である。……この施設は上からの命令で設置されるものでもなく、真に町村民の自主的な要望と協力によって設置せられ、また町村自身の創意と財力によって維持されていくことが理想」とされた。山梨県でも1946年東山梨郡山梨村が最初に建設に着手、その後いくつか建設されていくが、全般には低調であった<sup>25</sup>。

成人教育の場として注目されるのはPTAの発足である。出発当初のPTAは戦前の父兄会や学校後援会の延長と理解され、実際にも教育財政破綻のなかで学校施設や備品整備等に資金を集める役割が強かった。しかし、PTAの本来の理念やあり方を理解させるために、県はPTAスクールを開設して、PTAの在り方、活動、資金調達活動、議事手続、レクリエーション等PTAの具体的問題について指導助言を強力に行なった。甲府女子高校で7回、その他公会堂や小中学校で開講され、終了者は1169名に及ぶとされている<sup>26</sup>。これも戦後初期の成人教育としては注目されるもので

ある。

1948年12月、県は山梨青年文化協会及び甲府市と共催で第1回文化社会学教室開催。以後1949年10月まで16回、講師陣は。天野貞祐、亀井勝一郎、松岡洋子、羽仁五郎、清水幾太郎、大内兵衛、平林たい子等。県下でも青年団体等が自主的講座を開催する例が少なくなかった。

こうした民主主義への指向は占領終了とともに弱くなり、体制擁護、産業発展重視の官製社会教育が目立つようになる。1953年県教委が示した社会教育方針では、道義の高揚、家庭教育の伸張、産業教育の振興、の3点が一般目標として掲げられている。これは、1945年10月に社会教育局が復活し、11月に出された文部省訓令と基本的に異ならない内容であり、旧態然とした目標といえることができる。この背景には戦後の社会変動のなかで地域社会が流動化し、小作農や貧農が地主層に反抗するような雰囲気があり、これを社会教育を通じて和ませる政策意図があったようだ<sup>27)</sup>。

山梨で注目されるのは、社会教育研究大会が続けられたこと、文部省の指示で1954、55両年にわたり実験社会学級が東八代郡柏村（現・中道町）と東山梨郡岡部村で開催されたことである。柏村では短波放送受講後の話し合い、講義と話し合い、グループ討議など、政治や選挙を主題にした15回の連続講座であった。しかし、これらもその後の実践にどう結びついていたのかははっきりしない。今日の山梨の状況から考えると、具体的成果として実った様子はない。やはり、官製教育の限界であったのだろうか。

その後公民館建設は経済の復興につれて進行していった。1960年代に宮坂が報告している「自治公民館方式」、すなわち、自治会長や部落の長が公民館長を兼ねるやりかたが山梨でも採用されたが、宮坂が指摘するように、一部に住民自治の発展をもたらした例があるとはいえ、農村型共同体では結局戦前の部落常会型上意下達「教育」になってしまったのではないかと考えられる<sup>28)</sup>。

生涯学習論議がでてからのことは、ここでは省く。その後、労働運動やさまざまな市民運動のなかで自主的学習が組織されているものの、生涯学習はなお専ら行政の仕事として認識され、実施され続けているのではないだろうか。

## 《注》

- (1) 松本賢治・鈴木博雄『原典近代教育史』（福村出版・1962）319～322頁。

- (2) 弦間友安「地方教育委員会発足1周年を顧みて」山梨教育月報(1953・11)
- (3) 松本賢治・鈴木博雄・前掲書、349～350頁。
- (4) 海老原治善『続現代日本教育政策史』(三一書房・1967)343～4頁。
- (5) 同・344～47頁。
- (6) 山梨県教職員組合『山梨県教組三十年史』(1982)188～9頁。
- (7) 『山梨県教育百年史』1120頁。
- (8) 同・1121頁。
- (9) 山梨県教職員組合・前掲書、194～5頁。
- (10) 海老原治善・前掲書、347～8頁。
- (11) 山梨県教職員組合・前掲書、196頁。
- (12) 雨宮要七『風雪二十年』(1969年)307頁。
- (13) 山梨県教職員組合・前掲書、197頁。
- (14) 有泉貞夫によると、全国での厳しい勤務評定闘争のなかで、山梨で山教組と知事が決定的な対立を回避した理由は、一つには1950年代半ばの財政赤字の対策として山梨県が地方財政再建特別措置法による赤字自治体の指定を受け、8年間に1,000人以上定員削減(その大部分は教員)を国から求められた時に、現職教員の首切を回避したこと、第二に、その背景として、天野知事側としては1955年の知事選で山教組が対立候補を立てることを避けたことがあるという。1959年の3選の時は勤務評定闘争のなかの路線対立から小林信一が立候補するが、山教組の動きはにぶく、大差で天野が当選する。有泉「一九五〇年代の山梨県政」有泉亨『最後の「井戸堀」記』(1997)付録、343～48頁。
- (15) 『山梨県教育百年史』1123～28頁。
- (16) 同・1130～31頁。
- (17) 都丸泰助『地方自治制度史論』(新日本出版社・1982)244～254頁。
- (18) 鳴海正泰『戦後自治体改革史』(日本評論社・1982)56～58頁。
- (19) 田中重好「町内会の歴史と分析視角」倉沢進・秋元律郎編著『町内会と地域集団』(ミネルヴァ書房・1990)50頁。
- (20) 椎名慎太郎「市町村合併と地域共同体の構造」月刊自治研491号(2000)33頁。
- (21) 筆者の管見の範囲でも、韮崎市白山城直下での砂利採取に反対し、十数年を要したが国史跡指定にこぎつけた旭町自治会、産業廃棄物中間処理施設設置反対運動でこれを止めた田富町リバーサイド第一、第二自治会、甲府北部環状道路建設計画に反対している甲府市北部のいくつかの自治会などの活動がある。しかし、北部環状道路問題では、反対派が反対署名を集めると、甲府市連合自治会が各単位自治会の回覧ルートで計画推進署名簿を回して、多数の署名を集めるという構造がある。

- 22) 山下靖典『甲州人』(皓星社・1983)。
- 23) J. E. トーマス著、藤岡貞彦・島田修一訳『日本社会教育小史』(青木書店・1991) 89～90頁。
- 24) 同85～6頁。
- 25) 『山梨県教育百年史』1268～70頁。
- 26) 同1271～72頁。
- 27) 宮坂広作は、戦前日本の「官的社会教育がもっとも腐心したのは、農村の地主・小作という前近代的秩序とそれにあう共同体イデオロギーの擁護であった」とし、そして、天皇制の社会的・思想的基盤であった農村の階級対立・抗争、それによる農民分解阻止のために、「厭農思想の撲滅と『むらの和』イデオロギー注入とが、戦前社会教育の主な任務であった」という。1946年の第二次農地改革頃から「小作農・貧農の対地主闘争が昂揚し、村政改革・民主化にまで発展しつつあった」状況のなかで「むらの和」を説く公民館理念の政治的意図は明らかであるとしている。「戦後日本における社会教育政策の展開」(国民教育研究所編『戦後日本国民の自己形成』1967、引用は『宮坂広作著作集2 現代日本の社会教育』(明石書店・1994) 46頁による。)
- 28) 同84～5頁。

## 終章 山梨の教育史からみえてくるもの

全国の教員組合組織率が30%台(新人の加入率は20%台)のなかで、山教組は100%に近い、ある意味では特異な数字を示している。これまで山梨の教育史を概観してきたが、どこと比べて取り分けてこれに直結する特異な事情があったとは考えられない。しかし、暗闇での彷徨が少しずつのズレの積み重ねで長時間には大幅に進路からはずれてしまうように、小さな事件や事情、そしてその背景になった県民性や社会経済的条件の相乗によって、現状がもたらされているのではないだろうか。

1950年代後半からの勤評と学テの問題では、日本各地で教育行政と教組の間の硬直的な対立が生まれ、一部には今日でもなおその影響が残っている。これを柔軟に落着かせ、不毛な対立を教育の場にもちこまなかった山梨の教育界のバランス感覚は一定程度評価できよう。

しかしながら、この軟着陸を可能にした要因は、まず、山教組が1951年の天野久知事誕生を支えた一大勢力であり、知事にとっても山教組、延いては教育界を敵に回し



たくないという事情があった。当時の教組役員は、「自分たちがかつぎだした知事だったから」と不即不離の関係を語っている。この背景には戦前戦中の保護者会・父兄会からのつながりを生かして戦後の教研活動に参加させた父母（PTA）とのつながりによる集票力があり、さらには、前述のように、教育会財産継承をめぐる教育行政とのパイプがあったはずである。山教組が戦前戦中の教育会の構造をそのまま引継いだこと、そして学校と地域有力者との関係が連合保護者会活動などで戦前からつづいていたことも、教育行政や学校管理職と教組の円滑な関係につながったと考えられる。当時かなり急進的な路線をとっていた共産党系の勢力がレッド・パージで一扫されていたことも、組合が柔軟な姿勢をとることを可能にした。

この関係がいまに至るまで続いている背景には、先に述べた山教組、学校管理職、教育行政を結ぶ利害の共通性と、県政における存在感（要するに知事にとって対抗馬をかつぎだされると厄介な組織）がある。そして、これを可能にしている県民性、つまり、廃藩置県以来県域が変わらず、谷筋ごとに集落が形成されてきた地域の閉鎖性とこれによる馴合いの風土、明治後期の農村の疲弊以来の小作農・貧農の増加等を背景とする親分・子分関係の残存を指摘できよう。この農村共同体型人間関係の負の部分が機能社会にまで定着しており、これは教育の世界も例外ではない。

こうした山梨の教育の特質は、たしかに、不毛なイデオロギー対立を回避したというプラス面もあるが、その一方では教育行政や学校運営に健全な批判がないというマイナス面をもっている。これが、例えば、体罰事件等において「かばい合い」という構造につながり、職場においてもきちんとした相互批判を回避させてきたのではないか。組織率100%は本来は大変な力になるはずであるが、実態としては運動の形骸化や「組合ボス」「組合人事」といった批判<sup>1)</sup>が必ずしも根拠のないものではない実情を生んでいる。

山梨方言に「うちっきり」という言い方がある。親しい同士の内部だけで通じる人間関係や物事の処理方式をいうようだ。こうした雰囲気山梨の教育にもたらしたマイナス面はきちんと総括し、教育問題をめぐる真に自由な論議が可能な条件を作り出すことが、今後の教育への課題ではないだろうか。

本稿を書き終えてみて、これまでの筆者の研究方法にひとつの反省が生まれたことを付記しておきたい。それは、日本の近代化とともに西欧をモデルに構築されてきた学問のパラダイムの見落としてきたことに気付かされたということである。阿部謹也

は最近の論稿で次のようにいっている<sup>(2)</sup>。明治以降の政府の欧米化政策で、「法制、議会政治、軍事、教育に至るまで欧米化が進められた。しかし、その中で欧米化できなかった分野が存在した。……近代化はすべての分野を覆うことは出来なかったのである。」「その結果わが国は明治以降二つのシステムによって構成されることになった。一つは近代化のシステムであり、もう一つは歴史的、伝統的システムとも呼ぶべきものである。……」「多くの論者は歴史的、伝統的システムをわが国の遅れとして位置づけ、無視しようとしてきた。その理由としてそれが非合理的であり、近代化になじまないかに見えることが挙げられている。しかし、事実は歴史的、伝統的システムは近代化を下で支える役割を果たしてきたのであり、その意味でわが国の現代社会を構成する不可欠な要素であったのである。』

教育の歴史をたどってくると、阿部のここでいう「歴史的、伝統的システム」がいかに近代から現代の日本を支配してきているか、その裏面として、近代的制度がなんとタテマエでしかないかがよく解る。このことをきちんと把握しないままでタテマエの制度改革を論じても、現実社会にはインパクトがない。すでに熟年の域に達した筆者に新たな挑戦の可能性が見えてきたことを確認して筆をおく。

#### 《注》

- (1) 佐野公保「新しい教組運動、教育運動を求めて」甲斐ヶ嶺18号(1994)。
- (2) 阿部謹也「世間とズレた大学改革」朝日新聞2001年2月13日夕刊。

\*「はじめに」にも記したように、この論文は1998(平成10)年度の山梨学院大学研究助成による共同研究「山梨の教育をめぐる法意識とと実態の研究」の成果の一部である。